

## 総務委員会会議録

日時 平成19年10月5日(金) 開会時間 午前10時04分  
閉会時間 午後4時28分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機  
副委員長 丹澤 和平  
委員 土屋 直 中村 正則 森屋 宏 河西 敏郎  
岡 伸 木村富貴子 安本 美紀  
議長 内田 健

委員欠席者 なし

## 説明のため出席した者

知事政策室長 小松 重仁 知事補佐官 中村 康則  
企画部長 新藤 康二 県民室長 輿石 和正  
知事政策室次長 中澤 正徳 政策参事 芦沢 幸彦 政策参事 小林 明  
政策参事 曾根 哲哉 秘書課長 平出 亘 広聴広報課長 田中 宏  
理事 山本 正文 理事 有泉 晴廣 理事 堀内 昭司  
企画部次長 小川 昭二 企画部次長(新行政システム課長事務取扱) 新津 修  
企画部次長(情報政策課長事務取扱) 笠井 一  
企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 深沢 藤雄 県民室次長 藤原 克己  
企画部参事 小池 一男 企画部参事 大木 治雄 企画課長 古屋 博敏  
世界遺産推進課長 吉澤 公博 北富士演習場対策課長 山本 誠司  
統計調査課長 飯沼 義治 県民生活課長 高橋 哲朗  
食の安全・食育推進室長 齋藤 辰哉 生涯学習文化課長 大森 大一  
青少年課長 岩間 康 男女共同参画課長 清水 享子  
国際課長 小幡 尚弘

公安委員長 鶴田 美枝 警察本部長 宮城 直樹  
総務室長 小野 忠則 警務部長 三木 邦彦 生活安全部長 柏木 昭俊  
刑事部長 長田 富士夫 交通部長 深沢 正和 警備部長 三森 義文  
警務部首席監察官 望月 政明 会計課長 宮崎 清  
警務課長 保坂 廣文 教養課長 清水 徹 監察課長 青柳 一郎  
厚生課長 中村 英治 情報管理課長 佐野 俊夫  
生活安全企画課長 川口 昭彦 地域課長 小林 茂樹  
少年課長 長沼 郁雄  
捜査第一課長 北村 正彦 捜査第二課長 仲村 健二  
組織犯罪対策課長 北林 亘  
交通部参事官 伊藤 厚 交通指導課長 清水 正平  
交通規制課長 有泉 辰二美 運転免許課長 山形 繁行  
警備第一課長 小沢 志郎 警備第二課長 進藤 文芳  
警察学校長 清水 俊夫

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 新藤 満

人事委員会委員長 浅井 和夫 代表監査委員 野田 金男  
 選挙管理委員会委員長 新海 治夫  
 防災危機管理監 櫻本 安善 理事 笠井 智明 理事 浅川 幸治  
 次長 花形 俊雄 次長(人事課長事務取扱) 輿水 修策  
 次長(消防防災課長事務取扱) 笹本 勝相 職員厚生課長 原田 広幸  
 財政課長 原 昌史 税務課長 酒井 善明 管財課長 石合 一仁  
 営繕課長 藤江 昭 私学文書課長 宮下 正範 市町村課長 久保田 克己  
 出納局次長(会計課長事務取扱) 窪田 守忠 管理課長 武井 輝幸  
 工事検査課長 佐野 今朝男  
 人事委員会事務局長 石井 俊彦 人事委員会事務局次長 名取 幸三  
 監査委員事務局長 山本 正敏 監査委員事務局次長 宇野 哲夫  
 議会事務局次長 笠井 祥一

- 議題 第100号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件  
 第102号 山梨県県税条例中改正の件  
 第103号 山梨県警察組織条例中改正の件  
 第106号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算  
 の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及  
 び歳出中総務委員会関係のもの  
 第113号 山梨県土地開発公社の定款変更の件  
 請願第19-7号 身体障害者に対する駐車禁止除外指定の対象範囲から従前の対象者を  
 除外しないよう求めることについて  
 請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外  
 を求めることについて  
 請願第19-13号 会派、議員の経費支出等に関することについて  
 請願第19-15号 悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売  
 法の抜本的改正を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
 また、請願第19-7号及び請願第19-15号については採択すべきものと、請  
 願第19-13号については不採択すべきものと、請願第19-10号については継  
 続審査すべきものと決定された。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、知事政策室・企画部、警察本部、総務  
 部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこ  
 ととし、午前10時4分から午前11時36分まで知事政策室・企画部関係、  
 休憩をはさみ、午後1時2分から午後1時38分まで警察本部関係、さらに、  
 休憩をはさみ午後2時2分から午後4時28分まで総務部・出納局・人事委  
 員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 知事政策室・企画部関係

第106号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第113号 山梨県土地開発公社の定款変更の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第19-15号 悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正を求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

#### 所管事項

質疑

(行政改革大綱について)

森屋委員 御苦労さまです。きょうは新しい行政改革大綱、いよいよ年末が迫ってまいりましたから、企画の方でお仕事が進んで来ていると思います。ホームペ

ージ上でも経済財政会議の議事録が公開されていて、見させていただくと大変中身の濃い議論がされているなと思い、改めて私も勉強させていただいているところです。

横内新知事にとりましては、行政改革大綱が大きな柱になると思います。どういうものが出てくるのか、ある意味では楽しみであるし、時代の要請でもありますから、その辺を大変興味深く見ていかなければいけないなと思っています。年末までにはまとめるという大変タイトなスケジュールだと思いますが、これからのスケジュールをちょっと最初に聞かせていただきます。

新津企画部次長

新しい行政改革大綱につきまして、現在、策定の作業を進めておりますけれども、今お話がありましたとおり、経済財政会議の中に設置をされております行革専門部会におきまして御意見を伺っております。4回まで審議を御案内のとおりさせていただいておりますけれども、今月と来月、まだ、あと2回ぐらい部会の委員さんの御意見をお伺いしなければならないと考えております。当然、行革部会から経済財政会議へ報告ということになります。今度は、知事を除いて13名の経済財政会議の委員さんの御意見を伺って、それを受けまして行革大綱そのものを策定する。その素案につきましては、もちろん県議会の皆さんの御意見をいただき、あわせましてパブリックコメントも実施いたしまして、年内に策定したいというスケジュールを考えております。

森屋委員

そこで大切なことは、今、課長からお話がありましたけれども、要するに、本来でしたら議会が十分にその役をしていれば、あえて経済財政会議というものの中で出さなくて本来はいいんでしょうけれども、後からちょっと触れてまいります、議会あるいは知事自身も、政治家としてやっぱり踏み込めない部分を、そうした経済財政会議の皆さん方に、ある意味で後ろ盾として踏み込んでいただくという評価もあるんですね。では、議会はどこで大綱作成にコミットメントできるのか、そこをちょっと具体的に教えてください。

新津企画部次長

日程的に、この次の議会、12月の定例会の前に素案をお示しできますので、12月議会において御議論いただけたらと考えております。

森屋委員

前県政においても、行革プログラムあるいは新行革プログラム、これが、きのうの本会議の議論でも若干ありましたけれども、職員数の削減問題、あれは国の定めた行革指針あるいは骨太の方針、ああいうものに準じたものを出しているだけではないかという批判も、若干ありました。実際に前つくってきた行革プログラムとか新行革プログラム、あるいは、今回の大綱も含めて、中身を決めていくプロセスというか、決め方なんですけれども、それは企画部の中の新行政システム課が案をつくって、それをプログラムとして決めていくのか、あるいは、全庁的な問題ですから、例えば土木であるとか、農務、林務といった公共事業に携わる皆さん方、そういう皆さん方のところである程度の御議論をいただいた中、あるいは、職員削減問題についても、これはただ単に4.7%という職員削減問題ではなくて、もう少し違った視点から、機構改革も含めた、そういう議論から私は本来しなければならないと思っているんだけど、現場のそれぞれの部局の中で議論されたものを、例えば新行政システム課の皆さん方が取りまとめていくのか。

そうではなくて、過去の事例を見ても、かなり時間はタイトですよ。国の

指針が出て、いつまでに出せとか、たしか前回の指針のときには3月の下旬に国からの方針が出て、たしか8月いっぱいぐらいまでにまとめて、9月までには総務省に報告しなさいみたいな、大変タイトな、それこそ経済財政会議みたいなのを開くような時間もなかったし、大変皆さんお忙しい仕事をされたなというのをはたから見ていたんですね。だから、あのくらいという失礼だけれども、やっぱり国の出した指針にのっとって、数字を出していくことが精いっぱいだったかなという気もしているんだけど、基本的にはどういうリーダーシップで、企画部の中の新行政システム課が中心となってまとめ上げていくのか、そうでなくて、ある程度部局の皆さん方のヒアリングをしたり、あるいは、全庁的な議論の中で原案が今までつくられてきたのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

新津企画部次長

新しい行政改革大綱の策定に当たりましては、庁内に行政改革推進本部を新たに設置いたしました。その下には各部の次長を先頭とした幹事会等もございます。そうした庁内の推進体制が片方にありまして、基本的な考え方とか方向性につきましては、先ほどの経済財政会議の御意見をお伺いしたり、庁内のそうしたものを受けて詰めていくわけでございますけれども、今お話のありましたような個々の改革項目につきましては、これは行政の改革でございますから、庁内におきまして私どものところはいわばそういった方向性に基づいて、交通整理をするような役割でございます。各部局と詰めておりまして、そうした改革項目をどこまで、例えばこういった考え方でこのパーツについてはできるのかといったようなことを詰めて、またそれを庁内の政策として練り上げていくという作業を、今並行してやっているということでございます。

森屋委員

横内知事が知事になられてからこの経済財政会議というのが出されたとき、ここまで3回ぐらいの議事録を読ませていただいて、知事が期待するのは、ある意味では、国がつくった経済財政諮問会議、ああしたものがイメージとしてあるのかと思っているんですね。たしか小泉さんが、あるいは、小泉さんの前の森さんのときにできた経済財政諮問会議だと思うんですね。あのときは従来の自民党方式の各部会で練ってきて、総務会でやったのが内閣に行くというのではなくて、ある意味では官邸主導というような批判も受けたし、小泉さんの豪腕がありましたから、あのときはかなりある意味では批判も受けた。しかしながら、改革のペースとしては早い改革ができたという成果も一方ではあるし、それは認められているところ、皆さんもよく御存じのところがあるんですね。

私はあのときの議論を改めて新聞記事なんかを読み返してみると、やっぱりどうしてもあのときは官邸主導型が強過ぎたので、自民党の党の問題で申しわけないんですけども、現実問題は党の中の議論というのが、どちらかというと蚊帳の外に置かれてしまって、結果として、私は、ある意味では、改革のスピードは早くて成果は出たんですけども、今日言われている地方格差とか、都市と地方の格差とか、あるいは、いろんな格差問題というのがでてきたのは、余りにもそういう議論が官邸主導型でやられたことが、僕はその1つの原因にあるのではないかなと。今、時間過ぎましたから、客観的に幾らでも批評はできるんですが、結果として、私はそうだったのかなと思うんです。やっぱりあのときに官邸の出してくる改革の、例えば骨太のもの、あれは基本的には経済財政諮問会議が出してきたものを閣議決定して、表に出してくるというやり方なんですけれども、ある意味では、あのときにやっぱ

り党本部とのやりとりがもう少しあれば、私はもっといろんな意味で、今日言われているような批判を受けずに済んだのかなど。国の経済財政諮問会議であるとか、骨太の改革みたいのをそういうふうに見ているんですね。

そういう意味で、横内知事自身があの経済財政諮問会議というのをイメージして、経済財政会議というのをつくったかどうかというのは、本人にお聞きしてみなければわからないけれども、もし仮にそういうふうなイメージで経済財政会議というのをつくって、私は議事録を見ていてもそうなんだけれども、例えば公共事業の削減問題、あるいは、1兆円にこだわって議論をしているときに、政治家として、もちろん知事も政治家だし、私たち県議会議員一人一人も政治家なんだけれども、政治家としてなかなか踏み込めない部分を、経済財政会議の皆さん方に踏み込んで言ってもらっているという部分に1つの大きな価値というのを今見ているんだけど、そこで出てきたものに対して、議会としていかにかかわっていくか、私は、国がやって、小泉さんがやって、あの経済財政諮問会議あるいは骨太の方針みたいのをつくってきたんだけど、あれは議院内閣制がやる今までの従来の手法とは違う、飛び抜けたやり方ですね。むしろ私はこういうやり方というのは、二元代表を持っている地方議会のほうが、むしろ大統領制に近い制度ですから、地方議会にはこうしたやり方というのが非常に合っているんじゃないかなと思っています。経済財政会議を評価しているんです。

だから、やっぱりそこにかに議会がかかわっていくかというプロセスを大切にしないと、何となく行政の皆さん方がまとめたものを、もうある程度、ガチンコに固まったものを議会へ持ってきて、議会の人たちはなかなか口が挟めない。本当は挟めばいいんですよ、挟めばいいんだけど、今の体制からいってなかなか挟めないということになってしまうと、私は、結果として、いろんな意味で、これから細かい部分を言いますが、そうしたものに対する配慮というものが欠けてしまうのではないかな。その辺、さっき新津次長にお話しをいただきましたが、もう一度、議会とのかかわり、どういうふうなところで議会に出してきて、固まってきたものを議会に出してくるのか、あるいは、その過程においてもう少し地方議会のだいご味というか、地方議会の優位性の中には、そのプロセスの中でいかに議会と知事部局が、行政がコミットしてくるといふ部分に、私はその地方議会の価値というのを感じるんですけれども、その辺、もう一回お願いします。

新津企画部次長

政府の経済財政諮問会議は、政府の主要な閣僚が入っておりまして、首相が議長を務めて政府の方針を決定する場でもあると理解しております。私も、行革に関して、経済財政会議のうちの行革の部分だけを受け持っておりますけれども、委員の皆さんは附属機関でありますし、委員の皆様は民間の方々で御意見を伺う場と理解をしております。議長は知事が務めておりますけれども、いかに行政に反映させていくかという、聞くべきところは聞く、聞けないところもあるかと思っております。そういった位置づけで私も受けとめております。

御質問の、議会との関係ということにつきましては、先ほど申し上げましたように、行政改革大綱でございますので、最終的に決めるのは私どもの行政改革推進本部で決定をする。それは12月議会後を予定しております。ですから、素案を議会の皆様にお示しをしたり、それから、パブリックコメントも経て、その後、決めていくということで十分な御議論をいただくと理解しております。

森屋委員

位置づけを、どういう形でやっていくかを、議会への投げかけをもう少しいろんな意味で重視していかないといけない。前のこの委員会でも言ったと思いますけれども、パブリックコメントというのは、言葉は非常にきれいなんだけど、その審議内容、あるいは、提示されている県の考え方に対してどれだけの人たちがインターネットを見て意見を述べているか。パブリックコメントというと非常に言葉はきれいだけれども、中身は伴っていないというのが今の日本の現状だと。くしくも新藤さんは笑っているけれども、それは本当なんです。だから、議員というのはそれぞれ地域の代表であり、県民の代表であるんだから、この人たちにいかに投げていくのかという部分に神経を使って考えていかないといけないと思います。

それで、中身の話にちょっと入っていきたいんですけども、今、行革、行政改革と新津次長は強調されましたが、これには財政を伴っていることから、私たちから見れば行財政改革という議論をしなければいけない。行革、行政改革だけをすれば話が済むのか。その裏腹というか、対面には財政が伴っている。行政改革と財政改革、行財政改革というのを1つの議論として進めていかなければ、私はだめだと思う。そこで、なかなか皆さん方の内部の議論というのは見えませんから、細かい話をどこまで答えられるのか、答えられないのかというのはわかりませんが、何項目かちょっと話をしてみたいと思います。

庁内組織についてです、組織のあり方。今回は知事が就任されたばかりで、このやり方をつくられて12月までに大綱を出すということですから、大変時間的な余裕もなかったし、次に向けての1つ反省という意味も含めて、今回、例えば庁内組織のあり方みたいな議論をしたとき、あるいは、予算の問題もそうですけれども、もう来年の予算編成というのは既にそれぞれの原課では、8月、9月ぐらいから始まっているわけで、来年の組織のあり方とか、あるいは、予算というものには、なかなか今回のこの大綱というのが反映できないんですね、あるいは、されるんですか。

新津企画部次長

年内に行政改革大綱を策定をするという知事の方針は、これを来年の当初予算に反映させていきたいということで、年内にするというございます。お尋ねの組織のほうに関しては御指摘のありましたように、なかなか県民に対して組織を改正するという周知とか、行動計画そのものが仕上がって、それを推進するような組織ということですから、同時にこれが仕上がるというようなことは、ちょっと難しいかなとは考えておりますが、そのようなことで年内に策定をするということをございます。

森屋委員

この間、委員会で佐賀県を見てきました。あそこはたしか本部制という言い方でしたよね、本部制というのをやっている。あそこの知事は総務省出身ですね。うちに総務省から来ている皆さん方と一緒に、全国の地方自治体を見た中で最終的に知事になられた方ですから、ある意味では長年積み重ねられた組織のあり方に対して、それがいいかわかりませんが、ある意味で1つのチャレンジだと思います。やっぱり基本的には行革の1つの柱、財政という1つの柱はともかくとして置いて、行政の改革ということになるとやっぱり組織論をやらなきゃならない。例えばきのう本会議であった職員削減問題にしても、数字で4.7%の削減をしましょうというふうなことでやるのか、あるいは、そうじゃなくて、組織のあり方を含めてやるのか。僕がいつも言っているこういう地方分権時代において、都道府県の県というものは行政としては中二階にある、県の果たすべき役割というものの、

明確なベクトルというものを示した中で、組織改革をしていかないといけない。数字で4.7%の削減をしますよとしても、仕事も減らしていますよ、仕事も減らして勤務も減らしているんだけど、それぞれの部局の構成図というのは変わらないで、今まで1つの課の中で、3人でやっていた仕事を、今度は4.7%の削減ですから、今度は2人でやりなさい。それではやっぱり本当の意味での地方分権の時代に合った私は行政改革にならない。1つの例として、今、県立図書館の議論をされて、教育委員会がやっているのか、企画でやっているのか私は知りませんが、例えば県民に対して新しい県立図書館のあり方というのを説いて、いろんなところで聞く場所を設けたり、あるいは、さっきのパブリックコメントみたいなものにつけたりしても、従来の県立図書館というイメージを持っている人たち、あるいは、今まで県立の図書館、あるいは、県内のいろんな図書館の業務にかかわってきた人たちの話を集めてくれば、従来の県がやる県立図書館という業務というのは、おのずとその方向性しか出てこないんですよ。やっぱりそれではだめだと思う。

そうではなくて、やっぱりこういう地方分権の時代において、県がこれから、地域の皆さん方に対して示すべき行政サービスとして、これがこれからの方向性ですよということを示した中で、図書館という業務で何をやるのかということを示していかないと、私はいけないと思っています。だから、そういう意味で、特に一番最初の庁内組織のあり方について、どういう方向性を示していくのか。従来のように職員削減の問題も含めて、4.7%みたいな数として出していくのか、抜本的に庁内組織のあり方というのをもう変換してしまって、そういう議論からやっていくのか、そこはいかがでしょうか。

新津企画部次長

本会議での知事からの答弁にもございましたように、年内に策定する行政改革大綱におきましては、組織について基本的な考え方をお示しするという内容になっております。工程表といったようなものも考えておりますので、行動計画の方も4年間の計画、私どもの行政改革大綱も4年間の期間を組んでいたものでございますから、段階的にどうやっていくのかということ、組織については、毎年の調べの中で特に必要な改善をしていくような位置づけになっております。

森屋委員

まだ策定途中ですから、具体的な議論は12月になると思います。10年後に道州制になったとき、この山梨県という地域が89万人ですよ。私たちが道州制と一緒に組もうとしている神奈川県は川崎市だって120万人、そういう人たちの中で山梨県という場所がどういう位置づけになって、そのときに残った県立図書館、そのときは州立図書館になるのか知らないけれども、県内が例えば3つか5つぐらいの市になって、そのときに残った建物というのがどういう役割をそこで果たすのか、少なくともそのぐらいの視点に立って、これからの議論をしていかなければ私はいけないと思っています。

次に、2番目に予算の立て方、これはちょっと答弁ができるのかできないのかわかりませんが、1回投げかけてみますけれども、もし嫌だということでしたら午後の財政のほうに投げかけます。今までは一律のシーリングをかけるようなやり方、さっき言ったように、私は国の反省として、経済財政諮問会議の話とか、骨太の改革の話なんですけれども、一律のやり方ではなかなか地方への配慮ができなかった。その結果が今日のいろいろな政治的な結果につながっていると思っているんだけど、やっぱり県の予算にしたって一律のシーリングのかけ方ではやっぱりだめだと思うんだよね。よく知事の答

弁は、前のときからもそうだけれども、公共事業にしても、予算削減とかいう話になってくると、重点化とか、そういう話を必ず言うんだよね。何の重点なんだという話になるんだけれども、やっぱり私は一律のシーリングというのはだめで、まさにそこにも行革のポリシーというものを基礎として、その中で目指すべき県の行政のあり方の中での予算配分というのがあるべきだと思うんです。答弁できますかね。できなければ午後には飛ばします。

新津企画部次長 ただいまの御質問ですと、私どもの企画部の所管を相当超えております。ぜひ総務部の方でお願いいたします。

森屋委員 わかりました。じゃあ、午後十分にやらせてもらいます。ただ、冒頭言ったように、行革というのはやっぱり行政改革と財政改革と一体ですから、そういう議論を、今度は内田議長のおかげで予算委員会もできますから、知事も出席いただく中で本当にダイレクトにできるので楽しみにしているんです。そこはわかりました。午後をお願いします。

では、細かい話で、最後ですけども、公共事業の話をしたと思います。日高部会長が出している日高レポートを読ませてもらいました。失礼な言い方をすると経済財政会議の皆さん方も、気づいてきていただいているなという気がいたします。議員の皆さん方も既にごらんになっていると思いますけれども、山梨の行財政改革を進めていくときに、どうしても公共事業というものがどうなのかと認識しなければいけないと思います。私は、夏に、全国47都道府県全部の財政の中身を調べようと思って、今はおかげさまでインターネットというものがありますから、それぞれの県に出かけていなくても自宅にいて夜中に見ていれば、おかげさまで「光」にさせてもらいましたのでカラーのデータも早く入ってくるようになりましたからね。ところが、半分ぐらい北から見ていきまして、北海道からずーっとプリントアウトして、残念ながら、全部、九州まで行かないで中部あたりで時間が忙しくなってしまうて達成できませんでした。また12月に向けてあと残りを見たいなと思います。

相当、皆さん方、財政にしても手を入れているんでしょうね。危機感が表に出てきますよ。財政指標など表に出しているもの、知事のコメントもそうだし、それにかかわっている皆さん方の出しているものを見ても、相当危機感が伝わってきます。この間の佐賀県も古川知事さん自身が、私たちが佐賀県庁を見にいった、本部制でやっている機構改革の話をして、佐賀県はずばらしいと言ってその日は帰ってきて、夜もそういう意見交換した。そうしたら次の日、内田議長が私のところへ来て、「森屋君、佐賀県は3年後に倒産するって新聞に出ているよ」と。そういう危機感が伝わってきますね。

そこで、山梨県の公共事業、前の委員会、6月のときもやりました。全国で歳出に占める公共事業の割合というのは断トツ、今30%以上を持っているのは山梨県だけです。今まで、従来、同グループと言われていた福井とか石川とか富山とか島根、あの辺のグループの中でもほかのところは相当努力して削減してきましたね。山梨はある意味では取り残されたという感じがします。やっぱりそれを日高レポートの中でも、今回かなり強烈にそのことを指摘していますね。これがどこまで今回の大綱の中に反映されていくかということを見ているんですけれども、見ていかなければいけないと思っているんですが、途中の答えで構いませんので、従来のような公共5%あるいは準公を12%、そういうふうな数字で示した削減目標というか、今回もそういう形になるんでしょうかね。

新津企画部次長

ただいま行革専門部会で議論をいただいているところの一番の焦点は、県民の皆様にはわかりやすく本県の例えば県債残高、債務残高がどのくらい多いのかというようなこと、それから、それが多いとすればどこまで是正していくのかというようなことを、できるだけ数値みたいなものであらわせないかということで、議論がされておると承知しているところです。実はその辺について、もういろいろ資料を要求されておりまして、今月また議論いただくことになっております。もともと策定の方針の中でも、できるだけ数値化できるものは数値目標を立ててというふうに、方針として考えておりますけれども、その辺の、県民にわかりやすい形ということについて、今、議論をいただいているという段階でございます。

森屋委員

では、その数字であらわすことが、職員の削減問題にもリンクするんですけども、果たして5%、準公12%というやり方でいいのか、あるいは、準公で削った部分のあとの残った部分を重点化ということで、今まで土木なんか重点化でこういう事業をやっているんだという説明してきましたね。私は従来のその壁を破らなきゃいけないと思うんですよ。午後からしますけれども、1兆円という話しをするときに、削減していくときにだれもハードランディングで、ばしっと長野県みたいにやればいいのかなんて思ってないと思うんですよ。特に山梨県というのは戦後、公共事業に携わる人の割合は断トツで高いですよ。最近調べていませんけれども、私がたしか議員になったばかりのときに調べた平成11年、12年のときには、山梨県内の4人以上の従業員の事業所の占める割合の中で、たしか、公共事業にかかわる皆さん方というのは、13%、14%ありました。これは、あの当時でも、全国でもほとんどトップクラス、最近は、あまりよくわかりませんが、新聞なんかで見ると8%、9%ぐらいまで落ちてきているんですね。しかし、まだ高いんです。だから、私は、公共事業の削減といっても、数字で5%、12%というやり方ではだめだと思う。皆さん、ハードランディングじゃなくてソフトランディングがいい、当たり前です。当たり前ということはないけれども、基本的にはそれを選ぶんですよ。いかにハードランディングじゃなくて、ソフトランディングの中身というのを、もうちょっと突っ込んだ部分で細かいところを議論していかないといけないと思っています。

じゃあ、どういうふうにどういう議論をしないといけないかというのは、1つには公共事業の発注の仕方、発注形態。今までの議会だと共産党の先生がこのことをよく言うから、余り言われちゃうとほかの先生たちが引いちゃって議論にならない部分がある。発注形態をどういうふうに、例えば1つのやり方として、ハードランディングじゃなくてソフトランディングを選んでいくんだと、これも、知事もそういう方向性を示していると思います。そういう中で大手というか、集約化を図っていった企業を守っていくのか、そうじゃなくて、もう少し中堅どころに、ちょっと事務的に時間はかかるかもしれないけれども、分割発注みたいなことをして県内企業をある程度守っていくんだとか、やっぱりそういうところまで踏み込んだ公共事業の削減ということをやっていかないとダメだと思います。

それから、もう一つ。これもちょっと前からの課題で勉強しているんですけども、なかなか数字も拾えなかったり、具体的な数字が示せなくて大変恐縮なんですけど、発注なんですね。いろんなコンサルなんかの発注、僕も今まで土木の委員会なんかにはいたときは、そのことを常々言ってきたけれども、県外に発注しているものと、県内に発注している割合をもう少しいじくれば、

既存のパイあるいは5%、12%と削られていく中においても、県内のそういう業界の皆さん方を、ある程度、業界展開していくような部分まで守っていただけるパイは、あるんじゃないかと思っているんですね。そういう意味で、2番目には、やっぱりそういう県内と県外の発注比率の見直しみたいなのを、抜本的にどういうふうにやっていくのかという問題。

それから、もう一つは、この間の6月の委員会で僕やりましたけれども、技術系の職員の皆さん方で退職した人たちの再就職をどういうふうに制限していくのか、あるいは、できるのか。そこまで突っ込まないとなかなか県外と県内の発注比率まで私は踏み込めないと思っています。いつも5月ぐらいになると、県を退職した土木や林務や農務の職員の皆さん方が、名刺をたくさん持ってこの辺をうろうろしている。「あれ、今度退職されてどうしたんですか」、「ああ、森屋さん、今度ここへ行きました」と見ると、大体、東京のコンサルの山梨支店、甲府支店の名刺を持って歩いている。そういうのが私は現実だと思うんですね。だから、その辺の部分についてやっぱり踏み込んでいかないと、抜本的な行政改革にはならないと思いますけれども、これもかなり具体的な話で新津課長に答弁を求めるのは酷なような気がしますけれども、現状で答えられる部分をぜひお答えください。

新津企画部次長

実は、私ども日高部会長から経済財政会議本会議の方に提出された日高レポートですが、今のお話につきまして行革の方でそういったソフトランディングの方向を考える提案をしていくにしても、例えば建設業界といったことを考えるのは、産業政策全般にかかわることなので、ぜひ経済財政会議の本会議の方で、行革ではカバーできないところを議論してほしいということを示されたものでございます。それが私どもの行革の性格といいますか、そういうものを示していると思います。よろしくお願いします。

森屋委員

それでは、最後です。今まさに課長からお言葉に出ました。特に山梨県の場合には行財政改革を考えたときに、公共事業という課題は切っても切れない大きな部分なんですよ。このことを私たち議員も含めて十分議論していかなくちゃいけないと思いますけれども、今、まさに、課長がおっしゃったように、このことに踏み込んでいくというのは県内の経済構造、あるいは、産業構造改革なんですよ。実は、山梨県庁という1つの行政体の改革をしているということはもっと言うと、県内の経済構造あるいは産業構造を、いかに新しい時代に向けて転換するかということ問われているんですね。これは全く私1人の考え方だけれども、私はある意味では、山梨県の構造改革、経済産業構造改革は立ちおくれたと思っています。だから、もうちょっとおくれを取り戻すような改革をしていかないと、私はいけないと思っています。ですから、今回の横内知事が知事になられて初めての大纲に期待もしているし、議員としてもそこでうんとかかわっていきたいなと思っています。

そこで、私はどうしても国の経済財政諮問会議というのにこだわってしまうんだけれども、先ほども言いましたように、夏前ぐらいに経済財政諮問会議があって、あるいは年度をまたいでなんでしょうけれども、そこで議論してきたものが7月ぐらいに、あれは2001年ぐらいから2001骨太というのから2007骨太まで、ずーっと骨太の方針、あれは経済財政改革の基本方針というのが本当なんだそうですけれども、通称骨太改革と言われているものが出されて、毎年ダイレクトに時代に即応した形の改革というのを出していますね。だから、私は県の改革というの、1回横内知事が大纲というのを出して、これからの4年間はこれでやるというのではなくて、それは

1つの大きなベクトルとして示されるのはいいんだけども、毎年ある意味では経済財政会議みたいに幾らの予算がかかるのか知らないが、年度終わりに春先ぐらい夏前までは経済財政会議をして、骨太の方針とは言わないかもしれないけれども、ある程度次の予算編成に向けて、あるいは、構造改革、機構改革に向けて、毎年そういう方向性というものを示していく。

というのも、今までみたいな長いスパンのやつじゃなくて、山梨が、行政が、あるいは産業構造を転換していくには、ここが一番の踏ん張りどころなんです。ですから、3年とか4年というスパンではなくて、毎年、大変かもしれないけれども、お金もかかるかもしれないけれども、職員の皆さん方も大変かもしれないけれども、私は毎年ぐらいにそのことをやって、議会にも示してもらったり、パブリックコメントもいいですよ、やって、横内知事の任期の4年間を、目に見えた改革ができたなどするには、毎年そういうプロセスを重点的に4年間集中的にやっていく。最近、私もマスコミから野党呼ばわりされていて、なかなか横内知事とはパイプがありませんので、ぜひこの辺を、企画部長、最後に、まとめてこの大綱はあとの3年間をやるための方針だというんだというのではなくて、それはそれとして大きなベクトルは示しながらも、もう少し細かい部分、職員の組織改革とか、財政改革みたいにもっと細かく、毎年やっていくんだ、集中的にこの4年間でやっていくんだということを、私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

新藤企画部長

今の行革の関係のお尋ねについてお答えさせていただくわけですが、再三にわたって新津次長の方から先生の御質問にはお答えをさせていただきました。現在、行政改革大綱については、名前は行政改革大綱になっておりますけれども、当然その中で重きを置く部分というのは財政改革、この部分は当然含まれております。たまたま今回行政改革大綱と称しているにすぎないということでもあります。したがって、これは前知事の時代にもつくられました行財政改革プランといったものと、内容的といいますが、その所管をする範囲として全く同様でございますから、その点については御懸念のないようお願いをしたいと思います。

それから、つくられます行政改革大綱は、年末に予定をされております行動計画、これを具体化するために、なおかつ行革を進めながらの成果を求めるという観点からつくられるものでありまして、4年間というスパンではありますけれども、当然のことながらローリングといいますが、年々見直しもする、当然、時代の変化に対応するように変えていかなきゃいけないだろうと思います。一たんつくったらそれまで、とは考えておりません。知事は常々情報公開ということも言っておりますので、当然、まとめました内容、改革の中身といったものについては、臨機応変に県民にお示しをしていきたいと思っております。

以上でございます。

岡 委員

では、ちょっと関連をさせていただいて、森屋議員が微に細にといいましょうか、長い時間かけてお話しいただきましたので、簡潔にお話させていただきたいと思っております。

まず第1に、新行政改革大綱の問題について、今まで議論されてきていることは事実でありまして、確かに時間が短いということはわかるわけでありまして、私は財政問題についてはまた後ほどの問題になろうかと思っておりますので、組織問題について特記しておきたいと思っております。国もそうでありまして、特に県は縦割り行政という形でやってきているわけでありまして、私は市議会議

員もさせていただきましたから、市の状況をかんがみ、市町村あたりは当然のことですけれども、横の連携がよくとれている。縦割り行政ではなくて横の行政もしっかり手を握りながら、連絡をとりながら、話をしながらやってきているというのが現状であるわけです。ところが県の場合は、あくまで国の方針もあるんですけれども、縦割り行政が余りにもきついと感じておりますが、今回の経済財政会議の中でそれらの問題について、どの程度お話がなされているのかお聞きします。

新津企画部次長

議事録等公開しておりますので、ご案内のこともあるかと思っておりますけれども、先ほど部長からも申し上げましたとおり、行政改革とは申しておりますが、知事の公約実行ということもございまして、非常に財政にウエートをかけた議論になってございます。財政の改革、それから、県庁の改革、行政サービスの改革という大きい3つの柱でくくって、基本的な方向性を示していただいているんですけれども、その部会の中の議論といたしましては、組織については非常に簡素でスピーディーな組織を実現しようとか、部局長のミッションをきちんと明示するとか、そういった一部具体的なご提言もございましてけれども、まだ、こういう横割りでこういうふうにくくるとか、そういったところの議論までは行っていないというか、財政の方に時間をとられて、まだ今そこに集中していないという状況であります。

岡 委員

財政問題につきましては、1兆円から出てくるものの考え方という形の中で、議論がされていることは承知しています。いずれにいたしましても、私たちの感覚の中で組織が一定の部分で、見直されていかなければと感じるわけですが、どこまでそのところをこの新行政改革大綱の中では、盛り込んでいこうと考えておられるのか、その辺をちょっとお聞きします。

新津企画部次長

先ほども申し上げましたが、本会議でも知事から答弁いたしましたように、組織については行革大綱の中では基本的な考え方、方向性を示すような内容になって、その工程の中で具体的に各年どういうふうになっていくのかというのを、またその行動計画の推進のための組織の再編という形で行われると考えております。

岡 委員

そうであるならば、先ほど部長から御答弁なされましたように、今後も進めていくようでありますから、今回の中で財政問題を中心に取組みましたといたしましても、次のときには、やはり私は組織の見直しをすべきだと考えますけれども、その辺いかがでございませうでしょうか。

新津企画部次長

ただいまの審議の状況はどうかという御質問でございましたので、今のところ財政問題にウエートを置いてというお話ですが、最終的に報告の中でこういった形で組織についても触れられるか、またそれを我々は行革大綱の中に反映していくということでございますので、よろしく申し上げます。

岡 委員

はい、了解。

内田委員

ちょっと時間が押しておりますので、簡略に1点だけ。森屋委員の関連なんですけれども、先ほど冒頭にいろんな大綱をつくったり、あるいは、基本計画をつくったりするときに、コンクリートの状態になって議会に提示されてくる。そして最終的には議決案件ではないわけですから、議会のかかわり

を持つのは非常に薄いわけですね。きょうは総務委員会で、委員さんたちみんなおりますので、我々の責任ということで、これ、私が、今個人的にちょっと進めているんだけど、政策条例というのを本年度中にぜひ1つ作りたと思っています。そこで部長にちょっとだけ聞きたいんだけど、政策条例で基本計画だとか大綱については、経過、それから、最終的な策定についても議会の議決を要するという条例を、ぜひ私は作りたと思っています。そういうものができた暁と、今の現状との差はどういうふうに考えていますか。

新藤企画部長

今まで本県で前例がございませんので、そういったことを検討したこともございませんけれども、ただ、今までも議会の関与の度合い云々には、先生方の大変な御批判もあったかと思いますが、工夫次第では、そういった条例に基づき計画云々という形でなくても反映は可能かなと思います。ただ、議会の方で、自治体の自主条例的な動きが盛んに行われているようでありますから、そうした中で取り組まれて議会サイドの意向が固まれば、執行部としてもそれに基づいて対応をしていきたいと思っております。

内田委員

実は、私の口から言うのもちょっと恥をさらすみたいで言いたくないんだけど、でも、これは実際のことだから明らかにしておきますが、47都道府県の中で、今私が言った政策条例、要するに議員定数だとか、そういうことに関する以外の条例ですね、そういうものを、これは平成2年度からの調査なんですけれども、18年度までで1点も制定をしていない。要するに議員が政策条例を1つも提案していないという県は、全国で4つなんです。群馬、山梨、それから、愛知、徳島、その中に入っているわけなんです。この場で言うのも非常に恥ずかしいんですけど、でも、これは事実なんです。そういうことで、ぜひ委員の皆様方にもご協力いただくんだけれども、今まさに森屋委員が言われた、基本的な県の計画あるいは大綱、構造計画等について議員が深くかかわりを持っていくというシステムを、ぜひ議会のサイドでつくっていききたいということを、ここで私はあえて宣言したいと思うんです。そういうつもりで、執行部も、ぜひ、今後臨んでいていただきたいなと思います。

以上です。

(リニア中央新幹線について)

中村委員

ちょっと視点を変えまして、地元の関係で、ちょっと、二、三お聞きしたいんですが、実は、リニアの関係で未買収がどのくらいあるのか、そして買収をするに当たって問題があるところ、特に難しいところがあれば、この点についてまずお聞きしたい。

深沢企画部次長

用地取得の状況でございますけれども、現在は99.2%ほど進んでいるわけですが、その中で1つ難しいものがございます。それはこの実験線の建設に反対をしているということではないんですけれども、相続関係のことで大変トラブルがございまして難航しております。できるだけ1年か1年半の間に片づけていきたいなと思っております。全部で残っている件数は9件でございます。平米数にすれば2,900平米ぐらいでございますけれども、一生懸命努力していきたいと思っております。

以上です。

- 中村委員           あと9件ということは、じゃあ、ほぼもう買収については100%いけるということになりますね。
- 深沢企画部次長       はい。
- 中村委員           それでもう一つは、平成9年からリニアの試乗が始まったと私も記憶しているんですけども、19年9月まで延べ何十万人ぐらいの人がこのリニアに乗っているのか、それをちょっとお尋ねしたいんですがね
- 深沢企画部次長       リニアへの試乗数でございますけれども、これまでに18年度末の数字になりますが、14万2,000人ほどの方が試乗されております。そのうち県内の方ですけども、県内枠として1万8,419名乗られておまして、県外の方は12万3,600人ほどでございます。外国の方も若干おられますけれども、要人の方が数名という状況でございます。  
以上です。
- 中村委員           そうすると、約10年間で14万2,000人の方がリニアに乗っているということですね。それでいつもあそこへ行きますと見学者のバスがたくさん来ている。この見学者はそうするとどのくらいあるんですか。
- 深沢企画部次長       見学センターへ訪れる方は、今までの累計で125万8,000人ほどでございます。月平均すると1万500人ぐらいでございますけれども、試乗のために訪れる方がそのうち14万人ぐらいいらっしゃいます。また観光目的ということであれば、111万6,000人ぐらいの方が訪れております。  
以上です、
- 中村委員           年間はともかくとしても、累計で125万の人が見学に来ているというのが、都留のリニアの関係の試乗見学センターの実績だということですが、特に知事は、JR東海の関係に対しては全面的に協力していくと言っているわけですね。それで、JR東海も、当然山梨県に対して協力体制は組んでくると思うんですが、今後、境川地域が、工事車両または土捨て場、そういう影響を受けてくると思うんですね。地元へはいつもそういうふうな形に対する負担はかけるけれども、地元の要望というものがなかなか聞き入れていただけない面が非常にあるということなんですね。実際、じゃあ、JR東海としてどの程度山梨県に対して協力の気持ちがあるのか、その辺についてちょっとお聞きしたいんですがね、それは理事でも結構ですよ。
- 堀内理事           今の御質問でございますけれども、JR東海は御案内のとおり鉄道事業者という位置づけでございます。今回のリニアの実験線につきましては、基本的に、JR東海が行う研究開発費、そういう形の中の技術開発という範疇に含まれておるわけでございます。そうした意味で、直接、実験線にかかわる投資、支出というものを基本的に見てもらっております。それで我が県との協定におきましても、土地取得あるいは関連の公共事業、そうしたものにつきまして協力関係を結びながら、JR東海も当然原因者負担という形で支出している、そういう状況でございます。  
以上でございます。
- 中村委員           実はこのリニアの関係は御案内のように、今、中国、特に上海ですね、上

海地区でもってトランスラピッド、これはリニアと同じなんですが、トランスラピッドは常電導で走っている。日本でやっているリニアは超電導ということで、このトランスラピッドは、今、上海国際空港から上海市内まで走っている。これが中国側に言わせると、世界でリニアが走っているのは中国だけだということで、彼らは非常に1つの観光資源というか、その実績というか、中国はすばらしい乗り物があるということを盛んにやっている。特に、今回、来年北京オリンピックがあつて、その後、上海があるということで、非常にそういう点は中国側は、自分たちが開発したのではないものを、いかにも自分たちのものだという形の中で、非常に経済的な効果、また観光産業というものに、非常に利用していこうという考え方が見え見えなんですよ。

山梨県は、今、理事の話だとJR東海は山梨県に対してもっと私は積極的な協力体制なり、山梨県に対して相当メリットのある形を、やってくれているのかなと思ったんだけど、そうじゃないような感じがして仕方ないんですよ。したがって、この42.8キロが境川地域まで延伸されますと、あそこのすばらしい展望の中で、私は今の都留からあそこへ、もちろん、都留の条件が悪いということではないんですが、あそこへもし見学センターが出るということになりますと、山梨県にとっても非常に大きなメリットがあると思うんですね。それを私は生かすべきだと思うんですよ。特にあそこには車場も出るし、それから、今度、この間の話ですと、先進的超電導技術のメッカとしてやっていこうということですね。私はただ境川の小山地区にそれが出るだけじゃなくて、いかにそれを活用していくかということがすごく大事だと思うんですよ。

それで、今、山梨県の年間の観光客が約4,800万、県とすれば将来的には6,000万の観光客を目指していこうということですね。そして郡内の方には富士山という世界的な1つの観光資源がある。しかし、峠を越してきたこの国中には何もないという状況ですね。ですから、私はある意味においては、このリニアというものをもっと大きく山梨県の観光産業にして、また、もう一つは、経済的な効果が波及できるような形でもって考えていかなきゃいかんのではないかなという感じがするんですが、その点についてはどうですか。執行部の考え方として、もしそれに対する考え方があれば、新藤部長、答弁いただきたいんですが。

新藤企画部長

今、リニアを有効活用して本県の活性化に結びつけていったらどうかというお話でございます。まさにそのとおりだと考えております。確かに実験線の区間は42.8キロでありますけれども、再三御紹介がありますように、JR東海では、少なくとも名古屋までの路線を、相当計画性を持って実現したいという意欲を表明をされております。当然そこまで行くのにはまだまだ時間もかかるわけでありましてけれども、少なくとも実験線の42.8キロは、10年と言わず、できる限り短期間で完成をさせたい。しかも、その仕様は実験線仕様ではなくて実用化仕様である。これは当然のことながら投資効果をはかるという面からも、リニアの本線に組み入れられると考えられるわけでありまして、こうした固定の施設を有効活用をして、特に峡東地域でありますか、産業振興、農業の関係もあります。もちろん観光の関係、それから、まちづくりの関係、いろんな面で極めて有意義なインフラの整備につながっていくと思いますので、これは単に企画部だけということではなくて、いろんな部局で関係するところを、将来見据えて検討していきたいなと思っています。見学施設の内容云々ということではなくて、やはりそれをルートの一つというふうに考えても、喜んでいただけるかなと思います。

J R東海からの本県への貢献的なものが、極めて少ないというような部分はありません。J R東海にしてみますとできる限り早期に実用化仕様の路線が確定し、運行できるということを集散的に考えたいということもございませぬので、ぜひその点をご理解をいただいて、地元山梨県また地元峡東方面の市町村と、よく連携をしながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

中村委員

ありがとうございました。もちろんこれは観光部も絡んできます。ぜひ全庁的な形の中で取り組んでいかなきゃならないと思いますけれども、1つの例ですが、観光部の今までの関係ですと、山梨県へ来る外国人の観光客が100万ないわけですね、そのくらい少ない。また、それともう一つは、年間の消費額が大体3,900億円ぐらいで、随分少ないわけですね。ですから、それを1つの例にとっても、私は、新藤部長が言うように、そういう生かせるものについてはどんどん生かして、山梨県が観光県としての位置づけというものをしっかり考えていかなきゃならんと思っています。ぜひこのことにつきましては御検討をいただきたいと重ねてお願いをしたいと思います。

以上です。

丹澤副委員長

リニアの関連についてお伺いいたします。実は、私も、平成13年、日本でただ1つ、リニア推進課長というのをさせていただきました。大変、中村先生にはお世話になりました。あの当時は、みんな、リニアはできない、もうおしまいだ、こう言われたときでありましたけれども、3つの理由から、私は、できると確信しておりました。その1つというのは、東京～大阪間500キロ、そのうち220キロが東海沖地震の危険地域に指定されている。東京・大阪には7,000万人の人間が住んでいる。この経済活動がストップしてはどうしようもないということで、代替路線をつくらなきゃいけないということですから、ここから長野へ行きまして、岐阜を通過して名古屋でクロスして、三重へ下って行って、奈良から大阪へ入るというルートですから、ちょうど8の字を描くような東海道新幹線になるわけでありませぬ。そういうことで代替路線として必要だと。

もう一つは、日本の東海道新幹線というのは昭和39年、東京オリンピックに向けてできたわけでありませぬ。コンクリートの構築物は60年しかもたないということですから、自慢するわけじゃないですけども、あれから42年たってしまったわけでありませぬ。早くしないと間に合わないということですから、これも早くつくらなきゃならんという意味がありました。もう一つは、かつては、日本には4,000メートルの滑走路が成田しかない。それから、閑空しかないという状況でありませぬけれども、最近は中部空港もできました。これが離れ過ぎていてなかなか近づかない。そのために韓国のインチョンというんですか仁川、あの飛行場には4本の滑走路をつくる、24時間営業、もうあそこが東洋のハブ空港と言われるようになってしまった。かつては成田空港でしたけれども、それが韓国にとられてしまったということで、この日本にばらまかれている4,000メートル滑走路を早く近づけなきゃならんという意味から、これはどうしても必要だということで、私は必ずできると信じたわけでありませぬ。

しかし、そうはいいまして、この間のJ R東海の発表によりませぬと、2025年には名古屋までは営業線をつくりたいというニュースを見まして、ああ、こんなに早くなったのかなという感じがいたします。当時はなぜできないかといいますと、1キロ200億円、つまり10兆円の金がかかるからで

きないんだと言われたわけでありまして、何とか100億近くにしたいという話をしておりましたが、それが減ったのかなという気がいたします。それはまた後で伺うといたしまして、今、この営業線をつくるために日本には全国新幹線鉄道整備法という法律がありまして、この法律で下から順々に着実に積み上げていかないと、営業線にならないという仕組みになっているわけなんです。

まず基本計画路線に組み入れられると、これはようやく先輩たちのおかげで、中央新幹線という形で位置づけられた。あとは、これを整備計画路線に格上げして、施行命令を待つという次の手続があるんですけども、整備計画路線が既に5つ先発をしておりますから、ここに割り込んでいってその上に行くということはなかなか難しいと思います。そこで方法としてはリニアエクスプレスというものもあると思います。運動の方針がいろいろ変わってきて、つまり新法をつくるんだと、こんな全国新幹線鉄道整備法なんていう古めかしい法律は抜きにして、まさに、早くリニアのように早く上に行ってしまうという方法、新法をつくっていくという2つの方法で、運動をどちらにしようかと迷いながら詰めてきたわけですけども、いよいよ2025年営業開始ということになりますと、県や沿線の同盟会がどちらの方向でやろうとしていくのか、方向を決めませんとなかなか営業線に格上げするのは難しいではないかと思うんですが、その運動方針や、今、県が各県との話し合いの中でどういう方向に進もうとしているのか、お答えいただきたいと思えます。

深沢企画部次長

整備路線が整備計画でリニアよりも上のところにおりまして、なかなか追い越し禁止ということで難しいわけですけども、進めるに当たってのことなんですが、山梨県の期成同盟会から、またさらに9都府県の期成同盟会と連携をいたしまして、新法も視野に入れながらですけども、とりあえず整備計画のほうへ格上げをしていただきたいということ、国や国会議員の先生方、関係するところへ一生懸命お願いをしているところでございます。また、今年度は特にいろいろな情報収集をするために積極的に東京の方へも行きまして、個別に関係する先生方や関係の人にお会いして、提案型の要望活動も一生懸命やっております。あくまでも新法をつくる、あるいは、整備計画への格上げということになりますと、どうしても国が決断をすることでございますので、そういった要望活動を頑張るという状況でございます。

丹澤副委員長

いよいよJR東海がお金を出して、今の実験線を延長することによって、既成事実をつくっていきたいということなんでしょうけれども、かつて私たちがいたときには200億と言われたものが、今どれくらいまでにJR東海は技術的に引き下げてきているんでしょうか。

深沢企画部次長

これは路線がまだ発表されていないのでちょっとわかりにくいんですけども、過去の新幹線なんかの例を見ますと、キロ当たりの建設費といった場合、最近では長野新幹線でキロ当たり60億ぐらいかかっております。また、地下鉄の半蔵門線なんかは290億円もかかったということで、地形や場所といったところで大分開きがございますので、リニアについては超電導磁石を使うということで、少し割高だろうとは思いますが、路線が確定しないと何ともお話しできないわけです。ただ、スキーム検討委員会のほうで全体の額として7.7兆～9.2兆円の経費がかかるという発表がございました。これを単純に計算をしてみますと、154億円～184億円ぐらい

かかると思われます。

丹澤副委員長

2025年ということですが、あと18年ですか、18年後にはできるということで、私たちも乗れるかなと。いよいよそうなりますと、問題は山梨県の経済効果、駅がどこにできるかというのは大変関心事でありますけれども、それはここで言うわけにもいきませんでしょうし、何か話を聞きますと、赤石山脈をぶち抜きたいと、こういうふうにはJR東海の技術者は言っているし、既存のルートでいきますと、前間田から茅野へ抜けて行って伊那谷を下っていくと、今、発表されているわけですが、これが赤石山脈を抜けることになると、我が三珠町まで駅が来るのではないかなという気もするわけですが、それはともかくといたしまして、ぜひご協力をお願いいたします。それで、この経済効果というのは、ある程度このくらいあるだろうというものは、大体調査なんかをしているんでしょうかね。

深沢企画部次長

平成17年度に三菱UFJコンサルティングの調査がございます。それによりますと、観光目的で山梨県を訪れるといったものは35%くらい増加します。年平均しますと167万人ぐらいの観光客が訪れるということです。年平均167万人とすると43万人ぐらい増えますという調査結果が出ております。また、年間で約167億円の生産額が増加するだろうという結果もございます。全国ベースで見ますと経済効果というか、国民への便益でございますけれども、今のスキーム検討委員会で発表した状況から換算すると、15兆円～21兆円という調査結果もあるわけがございます。この15兆～21兆というのは50年間累積した場合の便益でございます、そういった調査結果が出ております。

丹澤副委員長

今、私はどの方法でやるのが一番早くできるかという話をさせていただきましたけれども、全国新幹線鉄道整備法というのは、5、6線が着工していますし、先発しているのがありますので、これより上に行くということとはなかなか難しいと思いますので、新法制定の方向で方向を定めて運動を展開していただけるように、ぜひお願いをしたいと思います。

堀内理事

丹澤先生の今の御質問、大変リニアにお詳しくて同感でございます。また、他の先生方もリニア議連を通じまして、大変リニアに御協力いただいております。ありがとうございます。

丹澤議員さんの認識と私どもの認識はほぼ一致をしておるわけございまして、2025年にJR東海が営業開始をするということでございまして、2025年のたいまつは赤々と燃えておりますが、手元の部分が火は見えないけれども、煙が多く立っているという状況ではないかということだろうと思うんです。そこで戦略的な道筋でございます。法的な整備ということも当然必要でございます。かつては東海道新幹線等につきましても、旧国鉄が閣議決定でやっているわけで法律の根拠はないんです。そういうふうな時代から、今、丹澤先生おっしゃいましたような、全国新幹線鉄道整備法という法律が出て以来、中央新幹線が基本計画路線に48年に位置づけられたということでございます。

それで山岳部の地質調査等が出ていますわけでございますけれども、先ほど南アルプスについても云々ということでございますが、53年の国鉄の調査結果によりますと、例のA・B・Cの3ルートが存在するというので、鉄道については登坂能力が非常に重要でございますので、通常は18パーミリ

でございますけれども、リニアの場合は40というふうなことで、格段に能力がすぐれているということでございまして、それでA・B・Cのルートが可能だということがあります。

そこで最終的にその戦略の道筋でございますけれども、新法のスキームでやっていくのか、あるいは、既存法の今の鉄道新幹線整備法でやっていくのか、あるいは、鉄道事業法という法律も基本法であるわけでございまして、その辺でいずれでそうした法的なスキームで、取り組んでいくのかというものにつきましては、先ほど言いましたように、煙が立っておりますけれども、おのずから火が見えてくるのではないかとということでございまして、ぜひひとつそういう形で従前に増して御協力いただいて、私どもも戦略的な指針というものは視野に入れながら取り組んでおります。また誘致活動その他につきましてもその辺を視野に入れながら取り組んでいきたいと考えています。ぜひ御協力をよろしくお願いしたいと思います。

主な質疑等 警察本部関係

第100号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第104号 山梨県警察組織条例中改正の件

質疑

(条例の施行日について)

岡 委員 中身について問題あるわけではありませんが、104号の改正案件、いつから施行、公布の日はいつなんでしょう。それがわからないと、施行の日がわからないということになるわけですし、公布の日はいつなのか、その辺だけいつになっているか。

保坂警務課長 施行の日につきましては、平成19年10月16日になります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第19-7号 身体障害者に対する駐車禁止除外指定の対象範囲から従前の対象者を除外しないよう求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(請願について)

丹澤副委員長 本部長さんは山梨県においでになられまして、山に囲まれておりますけれども、すべてこの山は国立公園、国定公園、すべてそういうところですよ。景色も美しいですけども、人情の機微もぜひ。(笑)

先ほど請願が採択されましたけれども、この身体障害者の駐車範囲を今回広がった部分もありますが、狭まったところもあります。既存の権利を剥奪された人もいれば、何で今までというふうな気がするんであります。今回、採択をした請願は、国に対してということでありましたけれども、もともと

これは県の施行細則で決めれば、事が済むはずのものなんですね。そこで、今まで全国一律でないという県が、独自でこの施行細則を改正されたという県は幾つあるんでしょうか。

有泉交通規制課長 施行細則の全国の状況でございますけれども、はっきりした数字ではございませんが、47都道府県ございまして10府県が、それぞれ基準が異なっていると承知しております。

丹澤副委員長 そうすると、施行細則をそれぞれの県で独自で判断をされて、拡大をしたところもあるわけですね。国の方針あるいは警察庁の方針に従わないで、独自の判断で改正をされたところもあるということでしょうか。

有泉交通規制課長 警察庁のモデルというのに従わないという言葉が、どうかということとは別に議論されていますけれども、それに沿わないという県につきましては、詳細はどんな事情があったかは伺ってございません。当県の場合につきましては、関東地域、特に県境付近で生活圏も重なります静岡、長野、この隣接県と慎重に調整を行いまして、基準を決定したところであります。  
以上です。

丹澤副委員長 今お答えをいただいたように、私が今から質問しようと思って入っていたわけなんですけれども、よその管区ではそれぞれの判断でやったところもあるということですが、今の話を聞いていますと山梨県の場合には関東管区の中でみんなで話し合いをして変えないと、独自の本県が定めた施行細則であるにもかかわらず、独自のことは決めないで関東管区の指示に従ってやったということなんですね。それはどういう理由で山梨県は関東管区全体でその指示に従ったほうが良いと、あるいは、みんなで一緒にやったほうが良いと、どういう判断でそうされたんでしょうか。

有泉交通規制課長 お答えいたします。山梨が変えなかったのではございません。この示されたモデル区分につきましては、どの部分が基準として適切かということ各県とも十分検討いたしました。その中で、先ほど申し上げましたが、生活圏の重なる長野県、静岡県、個々に検討はしてまいりました。関東で話し合っただけで基準を変えないということではございません。関東全県それぞれ県の公安委員会規則を持っておりますので、それぞれの県で個々に検討をしてまいりました。その中で私どもは隣接県と調整をいたしたところ、結果的には同じ基準でございますけれども、話し合っただけということではございません。

丹澤副委員長 わかりました。言葉は易しく質問も易しく、この辺で終わりにいたしますけれども、では、信号機についてちょっといいでしょうか。実は私は今まで県庁職員でありまして、もう長い間、身延線を使って通ってきました。だから、余り朝夕の交通ラッシュというのは気がつかないんですけども、最近、県議会議員になりまして車で通うことがありまして、大変不自由だと思うのは、渋滞があちこちで見られまして、本来ならば本当に20分、30分程度で行けるようなところが、朝は倍の時間がかかってしまうということで、もちろん道路事情が悪いということが最大の原因だということは承知しておりますが、信号機の作動方法を変えれば何とかなるんじゃないかなというところが幾つも気がつきました。

そこで、今、甲府市内に来ると、多分コンピュータで連続して作動をコン

トロールしているんでしょうけれども、こういうふうなコンピュータで細かく微調整をしながらできる管制エリアというんでしょうか、こういうところは甲府市以外にもまだあるんでしょうか。

有泉交通規制課長 管制エリアについてお尋ねであります。先生おっしゃいましたように、甲府市内を中心として30.2平方キロメートルのエリアがございます。あと、吉田地区、吉田市街地を中心といたしまして、7.4平方キロメートルというエリアを持っております。

丹澤副委員長 そうすると、それ以外は手で一々そこへ行ってあれを作動しているわけですね、変更しているわけですね。そうすると、やっぱりコンピュータでやられた方がいろいろな面で都合がいいと思うんですが、それは今のところは考えていらっしゃるんですか。

有泉交通規制課長 先ほど申し上げたエリアの信号機につきましては、1,709基中の465基であります。これ以外の、先生がおっしゃいました単独の信号機が1,244基ございます。それぞれ係員が行って手で調整ということではございませんで、それぞれ制御機がございまして、それぞれの地点の交通量、交通の流れ、渋滞等をプログラムに組み込みまして、時間等を単独に変更できるような信号機になってございますので、個別に調整をするという設定ではございません。

丹澤副委員長 県警の交通部のほうでは、渋滞箇所というのは調査をされているんですか。

有泉交通規制課長 渋滞箇所につきましては、当課にございます交通管制センターの方で、逐次、管制エリアの渋滞情報を収集しております。一方、警察署におきましても、行楽地の渋滞等々の情報を収集しております。この情報につきましてはドライバーの皆さんに提供しているところであります。なお、県下の渋滞箇所、主要な渋滞ポイントにつきましては、国土交通省甲府河川事務所、県の土木部が主管しています山梨県道路交通円滑化安全委員会に当県警の方も参画しておりますけれども、この委員会におきまして県下39カ所のポイントを把握しております。

以上です。

丹澤副委員長 まず箇所をそれぞれ承知しておりませんと、改善もきっとできないと思うんですけれども、今、僕がこうやって車で通ってみて思うのは、山梨県内で笛吹川にかかっている橋の数、これは向こうの先生方の政治家の力が強かったんでしょう。(笑)ところが、西とか南から来るのは、僕も南から来るんですけれども、政治家の力が弱いから橋の数がほんとうに少ない。そうすると、どうしてもその辺が詰まってしまう。そういうところはもう管制エリアから外れているところなんですね。そういうところについてきちっと朝夕の交通ラッシュの調査をしてもらえば、非常に経済的にも助かると思うんです。そういうところを細かく、細かく見ていただくということが1つ。

もう一つは、僕は、信号機の設置の仕方が非常にまずいんじゃないかと思うところもあるんです。例えば非常に近距離のところには信号がありまして、それが感応式というんですか、押しボタン式というんですか、それが勝手にやりますから、こっちが青になって行こうと進んだら、もう、すぐ目の前の信号が赤になっちゃう。したがって、それが何でこんなに近くに、片方に規

制してしまえばいいのに、ここをちょっと回って別の通りへ行くのはそんな不自由じゃないと思っているんですけども、きっと政治家がいろいろ言っ  
てつくったと思いますが、そういうふうに非常に不便なところがたくさんあ  
る。

昔は交通量が多くて、この道路は多分必要だったと思うところもあるん  
ですけども、今になってみると、ほとんど使わないのに、そこに信号機があ  
るために流れを遮断してしまう。流れを遮断することも必要なんでしょうけ  
れども、そういうふうに流れが1カ所おかしいことによって、全体が詰まっ  
てしまうということは多々あるんです。あるいは、右折レーンを曲がったら  
すぐ目の前が別の信号だったということで、そこが結局曲がり切れないで詰  
まってしまうということもありますから、信号機をもう一度よく点検をして  
いただいて、ぜひ調整をしていただくなり、廃止をすることはここにいる先  
生方も大変でしょうけれども、要らないところは勇気を持ってやめてもら  
うという検討を、ぜひしていただきたいと思います。

有泉交通規制課長 ありがとうございます。最初の問題につきましては、確かに橋をまたい  
で双方の橋梁の交差点には渋滞が発生してございます。39分の7カ所が大  
区分の橋梁交差点であります。これにつきましては、河川、片側、右折レー  
ンがない、狭い、道路であったり、一極に集中する交通量があったりして、  
渋滞をしているということは承知してございます。先ほど申し上げました委  
員会の中で道路改良も含めて検討してまいりたいと思っています。

次に、ばらばらの信号機でありますけれども、それぞれ信号機1基ずつ交  
通事故防止を目的としてつけてございます。その中で、先生のおっしゃるよ  
うに、近隣に信号機が設置されているところにつきまして渋滞が発生してい  
ることは事実であります。今後、その渋滞を解消するために個々の交通流量  
等の調整を図りながら、的確なサイクルを確保して、安全に努めたいと考  
えております。 以上です。

丹澤副委員長 もう一つ、やっぱり交通渋滞を来たす原因として、右折レーンがあるん  
ですけども短い。もちろん、ないことが一番問題なんですけれども、これは  
土木部と協議しなければ道路の拡幅等ができないところがあるでしょう。し  
かし、現状あるんですけれども、そこが短いがためになかなか直進車が行  
けない。それで右折車が詰まってしまって、ずーっと長くつながってしまっ  
ている。向こうはがらがらにあいているんですけども行けないというところ  
もあるんです。そこで見てみると、道路が別に狭いわけではない。同じ幅で  
来ていてそこに右折レーンがあるんですから、その右折レーンをもうちょ  
と長くしていただければうまく直進車が行けるようになるような箇所が、私  
が見た限りではあるんですけれども、そういうことも改善していただけるん  
でしょうか。

深沢交通部長 御指摘の点につきましては、重々こちらの方でも理解しておるつもりで  
ございます。そうはいつても、なかなか直ちにその解消というのも難しい点も  
ございます。御指摘の点につきましては、我々も一生懸命改善に努めており  
ます。ただ、例えば、同じ右折レーンであっても、時間帯とか、そういった  
ことで交通量の流れが違いますので、一面的に見て改善するというわけにも  
まいりません。総合的に判断して、今後改善に努めてまいりたいと思います。  
よろしく申し上げます。

土屋委員

交通部長になりましょうか、あるいは、会計課長になりましょうか、わかりませんが、近年、非常に大型の台風やあるいは大型の地震が発生するたびに、信号機が設置されて、30年、40年という経過を踏まえて、倒壊して小さな子どもあるいはお年寄りが大けがをするというのが、枚挙にいとまがないと、こんなふうに思っているわけでありまして。現況、山梨県下には何本ぐらいあって、そして取りかえたいなというのはどのくらいあって、というような調査が済んでいるのか、いないのか。あるいは、調査が済んでいたら、間もなく新年度予算を編成しなければならない。しかも、4年間の強力な行動計画で横内新県政が取り組むということですから、命に直結するような柱は全部取りかえるべきだと、私はそういうような気持ちでいるんですが、いかがでしょうか。

有泉交通規制課長

信号機の倒壊のお話をいただきました。信号機の保有状況につきましては、4月1日現在で4,866本保有してございます。その内訳は、コンクリートの柱が1,384本、金属製のものが3,482本ございます。このうち、ひび割れや亀裂等により倒壊の恐れがあり、更新が必要と認められる支柱については、コンクリートのものが182本、金属製のものが97本で、計279本把握してございます。このうち、本年度は、コンクリート柱36本を、約2割に当たりますけれども、更新を予定しております。今後20年以降は予算の範囲内で順次更新することとしております。

以上です。

土屋委員

今、課長のほうから279本危険な柱があるということで、36本だけは手だてをするということですが、私は、極めてこういう温暖化現象の中で、災害が非常に枚挙にいとまがないと先ほど申し上げました。こういうことはほかの事業を割愛してもすぐやるべきだと主張したいわけなんです。そんなことで、後ほど、今度は総務部長やあるいは財政課長とも議論する折に要請していきたいと思うんですが、そこら辺の取り組み意欲、全部、単年度に取りかえたらどうだと、こう私は言いたいんですが、予算がないからということは、逆に言うと、県民の命も予算がないならばしようがないなと、こういう議論にもつながるわけでありまして、こういうのは蛮勇を發揮して英断と決断で取り組むという、最高幹部の決意を聞きたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

深沢交通部長

力強いお言葉をいただきましてありがとうございます。我々としましても最大の努力をして、今後とも交通安全施設の整備・更新を図っていきたいと思っております。これには財政当局のご理解も必要でございます、何とぞお力添えを願います。よろしく申し上げます。

中村委員

実は、私が代表質問の中で、今、土屋先生が私を代弁してすばらしい質問をしていただいたんですが、私は、交通安全施設整備や更新事業を一律のシーリングの枠から外して、新たに予算設定すべきだということを、代表質問の中で取り上げたんです。それで、今、土屋先生のおっしゃるように、それでは平成19年度の交通安全施設整備費、またその中に占める更新事業の予算は、どのくらいあるかということまでお聞きしたいんですが、その辺はいかがですか。

有泉交通規制課長

平成19年度の県単独事業でございます交通安全施設整備費は、4億6,

999万8,000円でございます。このうち更新予算につきましては移設改良費も含めまして、2億1,836万3,000円でございます。これは全体の46.5%を占めております。前年度比較しますと1,250万4,000円、5.4%の減額となっております。県警察といたしましては、今後とも、交通事故防止対策の大きな柱でもあります交通安全施設の整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

中村委員

それでさっき土屋先生の質問の中で、耐用年数を経過した信号機や道路標識の中で、特に亀裂やさびついたものについては、信号機が279本、この中で36本は大至急何とかしなければならんということですが、それでは耐用年数を経過している信号機、また道路標識というものはどのくらいあるのか、その辺がもしわかりましたらお答え願いたいと思います。

有泉交通規制課長

信号機の関係につきましてお答えいたします。県警察の管理する交通安全施設のうち本年4月1日現在、信号機は1,709基でございます。道路標識につきましては5万946本、そのうち大型標識が4,756本であります。道路標示、路面に掲出する標示につきましては、横断歩道が8,672本、黄色のセンターラインが1,046キロメートルでございます。このうち耐用年数が経過している信号機につきましては103基、全体の6%でございます。道路標識につきましては、先ほど申し上げました大型標識4,756本中の103本、2%が耐用年数を経過しております。道路標示につきましては、磨耗の激しい箇所において毎年塗りかえをしております。先ほど先生もおっしゃっていただきましたけれども、交通安全施設の整備につきましては、十分検討する必要があると知事さんから答弁をいただきました。今後、財政当局とも施設の実態を踏まえて、緊急性等を判断しながら効果的な整備に努めてまいりたいと考えております。以上です。

中村委員

そうしますと、いずれにしても今の答弁のように、もう更新を必要とする信号機なり道路標識は相当あると、大至急しなきゃならんという現状であるということもよく理解しました。それでは、過去、信号機の倒壊事案は、幾つか当然あったと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

有泉交通規制課長

信号機の倒壊事案につきましては過去に2件発生しております。1件目は、平成11年11月17日午前9時25分ごろの事案であります。甲府市上阿原地内国道20号線の上阿原交差点、上り線の側のコンクリートの信号機1本が、地上3.3メートルのところで倒壊をいたしました。2件目につきましては、平成15年1月23日午後2時15分ごろ、旧北巨摩郡小淵沢町地内県道茅野小淵沢葦崎線、福祉活動センター前交差点のコンクリート支柱の信号機が、地上3.7メートルの地点で倒壊した事案であります。この原因につきましては、それぞれ鑑定を行った結果、支柱内の鉄筋の腐食、破断、風圧等による支柱への疲労亀裂によるものと見られております。この2件の倒壊事案とも第三者への人的、物的の被害は発生してございません。

以上です。

中村委員

わかりました。それぞれ腐食によって倒壊したということですが、先ほど来、質問が出ていますように、例えば台風、地震が起こる可能性が当然あるわけですが、例えば台風が来た場合に、信号機というのはどのくらいの風に耐えられるんですか、正常で。今こういう腐食があれば、当然10メートル

でも15メートルでも倒れると思うんですが、普通、風速何メートルぐらいですか。

有泉交通規制課長 先ほどの倒壊事案でも申しあげましたけれども、信号機はそれぞれ腐食とか地中内の鉄筋のさびとか、こういったものが原因で倒壊しておりますけれども、信号機の耐用年数は42年と定められております。これは大蔵省の基準で定まったものでありますけれども、信号機の倒壊の危険性というのは、塩害やさび、振動、風圧等で、さまざまな外的要因で耐用年数内においても、折れる危険性はあると予想されるわけではありますが、風圧につきましては50メートルという数字であります。

中村委員 わかりました。それで、これから、交通安全施設については、当然警察当局も県の財政課といろいろと話し合いをしたりしなきゃならないと思うんですが、さっき土屋先生からお話がありましたように、一律、シーリングの枠の中でということではなくて、やはり、山梨県は、地震が近い将来、起こるということは間違いないという状況です。亀裂やさびついたものが相当あるということですから、それなりに山梨県警の方としても対応していかなきゃならないと思うんですが、今後、どのような形の中で対応していくのか、その辺の計画があればその計画について、交通部長の方から御答弁いただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

深沢交通部長 先生方の御支援をいただきまして、早速財政当局とも現場での自主的な視察等もしていただきながら、これまでどおりの計画を進めまして、できるだけ早く危険な交通安全施設が解消できるように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

主な質疑等 総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

第102号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第106号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの

質疑

安本委員

私の方から税収確保特別対策事業費についてお伺いさせていただきたいと思います。私も税務課に9年おりました、県税事務所にも3年いました。12年の中で税収確保ということについては、徴収対策、大変県でも苦労していたと覚えております。最初は不動産の差し押さえというところから不動産の公売を始め、それから、動産についても差し押さえをして、今、インターネット公売ということもやられていると承知しています。特に自動車については早くから有効性というのが、指摘をされていたんですけども、なかなか差し押さえをした車両を保管しておくようなところもなく、悩んでいたところだと思いますが、たしか東京都で初めてこういった形で、タイヤロックを使って差し押さえをすると、公売もされたという事例もあつたと伺っています。先日の本会議で、試験的に昨年度導入して著しい効果があつたと答弁がありましたけれども、具体的にその内容を教えていただければと思います。

酒井税務課長

去年、タイヤロック装置を7台購入いたしました。ちょうど1年前になるんですけども、2,000万円ぐらいの滞納額になるんですが、60人に差し押さえのための予告通知を出しましたところ、50人に納めていただいた。実は、自動車の差し押さえは、陸運事務所に登録ファイルというのがございまして、それをまず押さえなければならない。そして動産の押さえという形になるんですけども、残りの10人につきましては、登録差し押さえという形でしたら、最終的に9人も分割納付等に応じていただき、最後に1人残ったんですけども、物を持って行って押さえる段階になったら、納めさせてくれということになりましたので、非常に効果があつた。もう一つ、今年の7月に2台ありましたけれども、これも証券納付なり現金納付がされましたので、この効果は大きいなというのが私たちの実感でございます。

安本委員

伺っていて大変効果があるものだなと感じました。この委員会での質疑がまた報道されれば、それも効果があるかなということで、私ももう少し内容についてお伺いさせていただきたいんですが、今回、補正予算でタイヤロック装置をまた新たに購入されて、3,000通の差し押さえ通知、それから、先ほどの陸運事務所の手続とか、事務的な手続が今後どういったスケジュール

ルでなされていくかについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

酒井税務課長 実はまだセレクトに入っております。というのは、何回か督促状なり催告を出しても無視された方がいらっしゃるしまして、私どもは自動車税を扱っている関係で、そういう方の登録年月日がわかるわけなので、自動車の価値というのはおおむね把握しております。それと、税額との見合いの中で、3,000通をまず今は順次出しておりますけれども、その状況を見ながらファイルの登録差し押さえという手続に入っていく。それと、納付の状況を見ながら最終的には11月に向けて、タイヤロックを装着して、税の確保を図るというスケジュールで進めております。

安本委員 ここで確認しておきたいんですけれども、自動車の差し押さえをするというのは、自動車税だけではなくて、さまざまな税目で滞納がある滞納者について、自動車を差し押さえしていくということによろしいでしょうか。

酒井税務課長 もちろんでございます。一番、自動車税が、滞納者の数が多いというものでございますが、今回は自動車税も含めてすべての税目をならして見て、自動車の価値とかを見ながら、押さえっていくという形で進めたいと思っております。以上です。

安本委員 もう少し細かいところまで伺わせていただきたいんですけれども、実際にこのタイヤロック装置というのは1台幾らで、どういうふうにしてタイヤの方にロックをされるのか、テレビのニュースでも見たことはあるんですが、具体的に教えていただければと思います。

酒井税務課長 実はここに持っているんですけれども、  
(タイヤロック装置を見せる)  
タイヤにかけるということで、自動車の走行を不能にするということでありまして。タイヤを外してしまえばいいじゃないかという話もありまして、実はタイヤを外してしまうと、これは外れる可能性が高いということですが、これ差し押さえでございますので、別にもう一つ差し押さえ証というのをつけます。それで、刑法の中に封印等破棄罪というのがございまして、2年以下の懲役だと思っておりますけれども、刑法で保護されておりますので、これを破棄することはないだろうと思っております。東京都の例なんかでは、実はこれをつけられていると滞納者であるというのが近所に知られてしまうということで、精神的な苦痛のほうが大きいというような話もされておりますので、効果は非常に大きいのかなと思っております。

値段は1台9,800円という非常に安価なものでございます。今回250万円とお願いしてございますのは、実は通知でありますとか、ファイル差し押さえに非常に金がかかりますので、そういったもの、それともう一つ、実は私どもの県には外国人の方もいらっしゃるしまして、自動車税の滞納が多うございます。700人ぐらいの方がいらっしゃるしまして、そのうちの50%ぐらいが中南米の方ですので、通訳の費用を今回盛らせていただいたということでございます。そういったもろもろを合わせて250万円ということで、一部には町村とのフォーラムといいますか、町村の徴収率が非常に悪いものですから、研修にも使わせていただきましたけれども、それを合わせて250万円ということでございます。

以上であります。

安本委員

よくわかりました。徴収率を伺うと、全国的にも、もう下の方だということですが、税の公平性という観点で、何とかしてまずは平均ぐらいまでお願いをしたいと思えます。こういう厳しい取り立ても大切だと思うんですが、性格が優しいものですから、今まで、税の徴収というと権力行政の最たるものという思いもしていましたが、今は納税者の利便性の向上、県民サービスといったことも求められていると思えます。

納税しやすい環境づくりといいますが、納税者へのサービスという点で、ちょっとこの予算の案件とは離れているかもしれませんが、コンビニ収納というのが始まってきております。皆さんからも非常に好評なわけですが、今その状況についてどういうふうになっているのか、お伺いさせていただきます。

酒井税務課長

そのとおりでございます。実は滞納がされるのはやっぱり県民意識の問題もあるかと思うんですが、それともう一つは、私どもも、実は今までこういう強制徴収を余りやってこなかったという部分、それともう一つは、支払いの環境整備ということが極めて重要だと思っております。2年前の17年からコンビニ収納を始めております。コンビニ収納の率ということになりますと、始めた当初の大体2倍ぐらいに伸びている。それで、時間を見ても、金融機関が終わった後、それから、休日とかに納める状況でございます。こういったものも、また別の形のものも広げてまいりたいと考えております。以上であります。

安本委員

具体的に例えば納期内納付がどれだけ進んだとか、それから、今まで金融機関とか郵便局で支払われていた分が、コンビニで支払われる率がどれぐらい増加しているかという数字がありましたら教えていただきたいと思えます。

酒井税務課長

数字をちょっとここで持ってないんですけれども、やはり金融機関からコンビニにシフトとしたというのが結構多い形になっています。それで納期内納付も今年あたりが67%でございます。3、4%去年と比べて上がっているという状況でございます。以上であります。

安本委員

私なりに手元に入手した資料によりますと、コンビニ収納については、件数で、当初17年が13.5%だったものが、19年度は26%と、倍になっているという数字も調べたところではありました。本当に今まで平日の3時までしか金融機関で納められなかったものが、土曜日、日曜日、24時間できるようになったということで、画期的なものではなかったかなと思えます。

私は、これとあわせて自分で活動していた仕事で、電子自治体、電子申告、電子納税・納付ということにも携わっていたわけですが、たしか県の電子申告につきましては、平成18年1月に法人二税について、電子申告が開始されたと覚えておりますが、最初、利用率が低迷をしていたということでありましたが、その後の状況はいかがでしょうか。

酒井税務課長

そのとおりでございます。電子申告は、法人二税の関係で、インターネットを使った電子申告を去年から始めておりますけれども、当初は非常に少な

かったんですけれども、今年あたりは全体の7.7%ぐらいが電子申告という形でやっている。それは、税理士関与の電子申告について納税者の電子証明が省略されたことが大きいのではないかなと思っております。その点で徐々にPRも結構国税が中心にやっております、私どももそれにあわせてPRするような形でもって、電子申告の方の利便性も高めているという状況でございます。

渡辺委員長 安本委員に申し上げます。予算ということですので、引き続き所管事項に移して、またそこで展開してもらいたいと思うんですが。

安本委員 あと一言で終わりますので、これだけは。たしか電子納入については地方税の電子化協議会というところが、電子申告を全国の窓口として受け付けて、各県に分配して運用しているところですけども、第2次開発として電子納税の地方税のシステム、また、市町村の税の分についても申告システムを開発をしていると聞いております。19年度末には完成をするようなことを聞いておりますけれども、いつまでという質問はしませんけれども、できるだけ早い時期に利便性の向上という意味で、導入をお願いしたいと述べていただいで発言を終わります。

酒井税務課長 今、2次開発を全国的に進めております。法人の関係の電子納税と、もう一つ、特別徴収義務者、市町村税、住民税といいますか、そのネットワークを結ぶというのが、今、進められております。19年度末にはということになっておりますけれども、私どももその状況を見ながら、今のところ22年ごろには導入したいなと思って事務を進めておりますので、御承知願いたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第19-13号 会派、議員の経費支出等に関することについて

意見

土屋委員 この案件につきましては、ただいま議会改革検討協議会で、議長中心にできるだけ早く結論を出そうということで取り組んでおります。間もなく検討協議会のほうで結論を出していこうというような意向ですから、こういうような請願については不採択で取り扱っていただきたい。

討論 なし

採決 全員一致で不採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

## (市場公募地方債と財政問題について)

森屋委員

2点お伺いをしたいと思います。まず全国型市場公募地方債について、それから、もう1点は、きょう午前中もちょっと企画の方で話をしてまいりましたけれども、特に財政の現状問題についてお話をお伺いしたいと思います。

まず最初に、2月県議会において全国型市場公募地方債の是非について議論され、私も議事録も読ませていただいて議論の中身を理解しております。ですから、あえて是非については議論しませんけれども、一応、財政の方で出されている全国型市場公募地方債の発行についての要綱によると、発行条件について本日10月5日に決定ということですが、公表できるんでしょうか、一応きょうの日付ですからできるようにしたら教えてください。

原財政課長

きょうのお昼に決まっております。これは、既に全国型市場公募債を発行するに際しましては、シンジケート団という、証券引受会社を集めた会議をやっただいております。そのうち山梨県の財政状況等を見きわめていただきまして、どれぐらいの条件というか、買う人たちにとっての利回りがどれぐらいになるかというのが決まったというもので、利回りにつきましては本県においては1.865%であります。全国型市場公募につきましては、各都道府県単独で出しているところと、それから、1回出しますとその後共同で発行することができまして、共同発行のほうがロットが大きく、ある種、1つの地方債の基準になって少し金利が安く有利な条件で出てくるので、共同発行の方が1.85%というところになっております。今回、同時期に出しました岐阜県、熊本県、大分県といった県が同じく10月5日、本日条件決定されております。これらは利回りからいきますと1.88%ということで、金利的には本県の方が有利に働いている。しかしながら、これは実際に地方債を買う人たちの利回りはこうなんです、実際に金利を決めていく場合においては、スプレッドと申しまして、ちょっとテクニカルなんです、国債だとかの金利の一定水準を決めて、それに地方債分のリスクというか、金利分を上乗せするという形で決めてきております。時間によって国債も動いておりますので、その関係上、国債からの乖離度で言いますと、スプレッドでいきますと、その他の県と本県は全く同じポイントになっている。ただ、いつの時点で決めるかで国債の金利が少し動きますので、その関係で本県が少し有利になったというところでございます。

以上であります。

森屋委員

総額100億ということで、それが山梨県が債券発行しているパイの中で、どのぐらいのウエートを占めるかちょっとわかりませんが、最低が100億ということが基準だそうですから、そこから始めるのかなど。2月の議事録では原財政課長が答弁されている。100億という最低限のパイというか、規模で発行することでも、市場に打って出るんだという意義を2つおっしゃっていますよね。1つは、公共のセクターからの資金調達が難しくなったというか、選択肢を幾つもつくるということと、それからもう一つは、オープンにされるということで、財政の中身が比較されるということですね。ある意味では、山梨県の財政状況というものを全国に対して、あるいは、今度のシンジケート団の中にも、海外の証券会社も入っているようですから、大げさに言うと、世界中に向けて山梨県の財政内容をオープンにするということですから、その意義を強調されても私もそのとおりだなと思うんです。

議員の先生方には、午前中の私の話と重なる部分がたくさんありまして、大変申しわけないなと思いますけれども、ぜひ御容赦をお願いしたいと思います。

ます。今回、全国の都道府県の財政状況を見ようと思ったんですけれども、挫折してしまいました。約半分ぐらい、北海道からずーっとインターネットで見てまいりました。真ん中ぐらいまで見られましたけれども、12月に向けてあと半分見ようかなと思っていますが、どこまで見られるか。財政指標というのは実にわかりにくい、比べようがない、それぞれの県によって表現している財政内容のやり方がわからない。この後でちょっと借金の話ししますけれども、県債残高についても、臨財債みたいのを含めて言っているところもあるし、中にはもう最初からそこは切り離して、それはもう県の借金じゃないというふうに切り離して、県の県債残高を発表して表現しているところもあり、実にわかりにくい。

そういう意味では、今回のこうした全国型市場公募債というのを発行して、市場に打って出る動きが全国でもっと高まってくれば、今のところ都道府県ではどうも25団体ぐらいだそうですねけれども、これがある程度出てくれば、ある意味ではそういう意味での評価、あるいは、表に出していくものというのは統一されてくるのかなと。そうすると、一般の県民にも、それから、恥ずかしながら県会議員の私たちにも理解ができるようになるのかなと。もっと言うならば、市場の人たちにもわかりやすく理解をいただけるのかなと。そういう意味で、今は評価機構みたいなものが既に存在するんですか。あるいは、表に出している基準みたいのが、統一フォーマットみたいなものがもう既にあるんでしょうか。

原財政課長

今の段階ではまだですが、市場公募に乗り出していきますと、この後、各団体がどれぐらいの位置づけにあるのかという勝手格付という形で格付けがされていくと思っております。その意味で、今、現段階でフォーマットがあって、山梨がどういう評価をされているかというのは、ストレートには判別できませんが、今回の利回り等を決めていただいております過程の中で、投資家の方々がどういう点に評価をしていただいたのか、また、どういう点がわかりにくいと思われたのかという意見は、聞いていきたいところです。それから、10月の末にIR活動というようなことで、投資家の方々には本県の財政状況、それから、何に使うのか、また、どういうことを今後考えているのかといったようなことのご説明をさせていただく機会が出てくると思います。この場面では市場の方から見た意見を率直にいただきたいと思いますので、こういったこともまた踏まえつつ、今後の財政のほうに反映できるものは積極的に反映していきたい。また、世の中にわかりやすい説明責任を負えるような資料の作成にも、努めてまいりたいと考えている次第であります。

以上であります。

森屋委員

おそらく近い将来こういう市場というのがもっと出てきて、そしてランクづけ会社、アメリカなんかムーディーズとか、そういう有名なところがありますけれども、日本の市場の中にも地方債みたいなものを扱う、ランクづけ会社みたいなところも誕生してくる。そうすると、私たちにとっても我が県はどのぐらいの位置にあるのか、いつも皆さん方にお手数かけて財政力指数であるとか、経常収支比率、それから、今度は新しい財政健全化法というのができて、新たな指標というのが生まれてきたりして説明を受けるんだけど、皆さん方の説明によってはよくも聞こえるし、こっちが疑ってかかれ悪く聞こえるし、なかなか本当のところというのが、財政おんちの私なんかにはわからないところがあります。そういう意味では、今回の市場に打っ

て出ることが、本当の意味で我が県の置かれている財政状況というものを、ある意味では客観的に評価されて、そしてそれを私たちが学ぶということになるのではないかなと思います。

アメリカにシラキュース大学という、中立的なランクづけをするということでは有名な、大学のランキングがあるんだそうです。その本を読みますと、こうした大学が中立な立場でランクづけをしているんだけど、ランクづけを行うことによって、ほかの地域の行政運営の仕方を学ぶことができると。自治体にとって、これは有意義であるとその本に書かれているんですよ、私はまさにそうだと思います。そういう意味で、これからのこうした動きが加速されていくと思いますので期待をしていきたいと思います。

それで、今、課長がおっしゃいましたけれども、IR活動、投資家向けの広報活動というものを、これから本格化させていくんだなと思います。午前中もちょっと話ししましたけれども、先日、佐賀県にこの委員会で行ってまいりまして、皆さん方の自治省、総務省の先輩の古川さんが知事ですね。規模は全国型というよりも、むしろ県民向けですね。小型のものでしたけれども、そこでIR活動をされています。説得力もあるし、非常にわかりやすい。山梨県は大体どんなようなイメージで、このIR、もう既に準備されて、市場向けに、おそらくインターネットでも、近々私たちも見られるようになるんでしょうけれども、現状どのようなところにあるかお話しいただけますか。

原財政課長

IR活動のときに何が必要かというのは、金融機関の方々の意見を、今いただいています。特に言われておりますのは、1つは、なるべくいろんな情報をオープンにして誠意を持ってもらいたいと言われております。その意味では、他県なんかですと、まだ公社改革だとか、一部表に出ていない不良債権のようなものがあるので、なかなかそういうものが出てこない点、本県につきましてはそういったところはすべてオープンになっておりますので、きちっと誠意を持ってそこは説明したいと思っております。

それから、あとは、他県でありますと行革大綱なんかできておまして、将来こういうふうに移していくんだという推計を入れております。この点、本県は、今、行革大綱を策定中でありまして、今ある第2次行革プログラムだとか、もしくは、今、検討中なのということ、正直にご説明させていただこうかなと思っております。まず何より市場の信用力を確保するということが、極めて重要だと思っておりますので、1回だけ市場公募を出して終わるというわけではありませんので、その意味では、市場の方々になるべくわかりやすい情報を、適切に提供していきたいと考えております。以上でございます。

森屋委員

今の佐賀県のIR活動はインターネットで出して、県民の皆さん、投資家の皆さん、すべての皆さんに、これは県民債ですからこういう形でやっているのでしょうか。今回、うちの場合には、特段、投資家向け、プロの皆さん方に向けてのIR活動、例えば東京のそういう市場みたいなところへ行って、そういう集団のそういう説明会みたいなものがあるんでしょうから、そういうときに説明されるのか、あるいは、この際、ホームページ上で市場向けの皆さん、プロの皆さん方に示すものを県民に対しても示していくのか、どうなんでしょうか。

原財政課長

市場公募債には2種類ございます。本県がやろうといたしておりますのは、いわゆる一般の市場公募債、それから、今先生がおっしゃられました、佐賀

県がやられているのはミニ公募債と申しまして、県のエリア内の住民参加型のものであります。その意味では、全国もしくは先ほど外資のお話しありましたが、外も含めまして債券の市場流通性を高めるという観点からいきますと、機関投資家の方々を前提としている。しかしながら、これは窓口販売をする可能性もありますし、その金融機関及び証券会社の方々の御判断だと思っております。

IR活動は、今後、東京だとかで初めて出すところ、もしくは、自分だけで単独の団体で出しておるようなところが集まって、ちょっとイメージはまだ完全にわいておりませんが、ブースのようなところを設けて説明をさせていただくとか、こういう場面があるんだと思っております。IRに出てくるような資料だとか情報だとかは、なるべくいろんな方々にオープンにして見ていただけるような情報でありますので、積極的な情報開示をしていきたいと考えております。

以上でございます。

森屋委員

わかりました。あえて全国型の市場に打って出るということをしなくても、政府系の資金調達が減ったといえども十分県内で資金調達ができるんでしょうけれども、あえて全国あるいは世界の市場の中に我が身を投じる意味を、重みを感じて財政の中身が厳しいんだということ、いろんな意味で表現をしていかなければいけない。私は1つのそういう意味ではツールになるのではないかなと思っておりますので、今後の皆さん方の取り組みというのを十分見てまいりたいと思います。

それでは、財政問題に移っていききたいと思います。午前中の企画部さんと行革の話を経々としてしましまして、大変ご迷惑をおかけしましたけれども、1つ感じたことは、私は、当然、行政改革というのは行革と財政改革と表裏一体でこれを議論しなければ議論にならないし、実現もしないと思っている。午前中の議論の中での感じでは、財政については総務部さんの方に聞いてください、もっと言うならば、国から来ている皆さん方、よく国の台所も知っているし、任せますよと聞こえなくもないと思います。私は、そういう意味では、若干緊張感が足りないなと思います。特に横内知事は、県の借金1兆円というふうなフレーズで、選挙に出て大勝されたわけです。これは県民にとって非常にわかりやすかったから、選挙に大勝したわけですね。このことに乗じて、このことをもっと突き詰めていかなければ、千載一遇のチャンスが訪れたわけですから、ここにもっと特化した、もっと真剣な取り組みを、私はしていかなきゃいけない。改めて、自分自身もそういう目で県の財政というのを、勉強していかなければいけない。皆さん方に教えていただきながら、あるいは、他県の状況を見ながら勉強していかなければならないと思っています。若干トーンダウン感というのは否めないなということで、そうではだめだと思えます。やっぱり緊張感を持ってやっていきましょう。

そこで幾つか聞いていききたいと思います。まず、さっきお話ししましたように、全国のいろんな財政の状況、指標を見て、いわゆるプライマリーバランスという説明を皆さんされますよね。それぞれの県によってうまくこのプライマリーバランスというのを使い分けているのではないかという気がしてならないんだけれども、そもそもプライマリーバランスの定義というのが正確にあるんだしたら教えてください。

原財政課長

いわゆるプライマリーバランスといえますのは、基礎的財政収支と言われております。これは国の方で最初に使い出しておまして、基礎的財政収支

については起債ですとか、公債費ですとか、こういった借金の部分を除いて、その分の歳出歳入のバランスがとれているか、否かというところの判断をする指標だと聞いております。その観点からいきますと、単年度のストックではなくてフローの、単年度の基準で見たときに歳出が歳入を上回ってないとか、こういったことが見られる指標だという理解をしております。あと、これを受けまして、地方公共団体がプライマリーバランスといったときに、いろいろな指標を使っているというのは、確かにそういうところは見て取れます。ただ、これは地方団体でプライマリーバランスといったときには、前に何かこうこうこういうことのバランスをとっております。で、いわゆるプライマリーバランスとっておきまして、一時的にはプライマリーバランスといったときに、どことどのてんびんをはかって、バランスを見ているんだということでもありますので、修飾がついた状況でフローを見る指標という意味であれば、それは幾つかの解釈の仕方があると考えております。

森屋委員

まさにいろんなところを見てそう思いました。どうしてもプライマリーバランスという言葉につられてしまいましたけれども、前段の部分に注目してどういう指標で、例えば臨財債の取り扱いをどうしているかということがやっぱり1つの問題ですよね。原さんがおっしゃるとおり、前の部分の、修飾語の部分が大切だということを、改めて今回いろんなところを見て勉強しました。そこで相変わらずの、これは皆さん方からこの間、9月でしたか、知事の懇談会のときに「山梨県財政の現状等」という資料をいただいて、これで改めて中身を勉強させていただいたんですけれども、きのう夜なべしましてこれをつくったんですよ。

(グラフ「県債・借入金残高の推移」のパネルを見せる)

きょうは山日もこれを撮ってくれるかなと思ったら、さっき、酒井さんにやられましたから、これはもう捨てたいくらいですけれども、一応、改めて、皆さん方が、県議の皆さん方もこれを見て、通常の県債、そして臨財債がどのくらいにきているかということで、山梨県が使っているプライマリーバランスについて、通常の県債は、必要以上に、戻す以上に発行していないということがこれでよくわかります。

これは財政課からいただいて、それをそのまま夜なべ仕事で作り出しましたけれども、あえて私はこの下にトータルを出したんですよ、こういうふうにご下に。これは臨財債を含めてのいわゆる1兆円論につながるものなんです。この赤の、ちょっと見にくいんですけども、トータルで1兆円を超えている。平成19年度はまだ見込みですから、最終的な臨財債の発行額というのは決まってないわけですし、これからの見込みなんですけれども、依然としてふえていく状況に、この線がふえていく、決して減っていかない、ふえていく。じゃあ、果たして、横内知事が1兆円大変だと言ったものの、これから、もう半年が過ぎ、それから、あと3年後に果たしてこの1兆円がクリアできるのかどうか。今後のこの柱の下の部分は、確かに皆さんの努力でやっているんですけども、後で交付税ちょっとやりますが、交付税の支援の状況あるいは経済状況を含めて、努力の割にはこの全体の棒グラフはふえていくのかなと思います。これからの見通し、特に皆さんのいつも説明では、団塊の世代がここから急激にやめられていって、その分もありますよね。県にとって大変重いこれからの三、四年の大変厳しい時期を迎えますけれども、そういうことも含めてこのグラフはどうなっていくんでしょうか。

原財政課長

このグラフにつきましては、森屋先生御指摘のとおり2つの要素からでき

ていると思っております。臨財債に国の地方財政改革、これに基づきまして各都道府県のコントロールができない世界のもの。それから、下にあります県の判断もしくはコントロールで、一定額に伸縮が可能なものといった要素があります。どうしても臨時財政対策債と申しますのが、国税五税をもとにします交付税がどれぐらいになるか、また、地財計画との間で必要額を確保できるかといった議論がございますので、ここの分だけは今の段階では読み切れないというのが正直なところであります。当然行政改革大綱をつくっていく際に、将来どう動くのだろうというのは、国が出しているような推計なんかを参考に、検討はさせていただこうと思っておりますが、その意味でトータルがどう動くのかということ、ここで正確にご説明することは非常に困難だという認識を持っております。

ただ、一方で、臨時財政対策債はあくまで100%交付税措置されるものでありまして、実質交付税というもので、そのためこれを除きました実質的な県の負債、それは通常の県債だけではなくて企業債、それから、出資法人の債務保証等、これも含めたものでありますが、これらについては一定の必要な改革を行いまして、なるべく縮減する方向で努力してまいりたい。その努力の幅をどの程度にしていくかということにつきまして、まさに、今、経済財政会議等を初めいろんな方々の御意見を伺って、検討しているというところでございます。

以上であります。

森屋委員

そこで交付税なんですけれども、いよいよこの間、8月ですか、ことしの交付税が決定されましたね。例の中部横断道の分ということで9億円何がし、約10億円分が入って、全国の減りぐあいに比べて山梨は優秀だったかなと。たしか新交付税の算定をことしでしたか、去年だかやったときに新聞報道でも見ましたけれども、山梨県はあれはたしか平成17年度をベースにして、新型交付税算定をしたんですよね。たしかあのときは山梨県というのは、ふえる県の1つと書かれていたように記憶しておりますけれども、結果的にはどうだったんですか。

原財政課長

まず新型交付税につきましては、基本的に交付税を算定しますのに、非常にいろんな要素が入っております。本来は地方公共団体の事情をなるべく交付税に反映してやろうということで、各種数値を入れてきたというものでありますが、結果として、今、非常に分厚い、ある大臣のご発言でいきますと、電話帳のような厚いものになっていてわかりにくくなっている。こういう発想からきまして、人口と面積を原則として簡素化してはどうかというところが、もともとの新型交付税の発想でございます。その新型交付税はトータルの交付税すべてではなくて、全体の交付税のロットの中の一部、これを人口・面積で積算する新型交付税でやろうということで、将来的には需要額の3割ぐらいまでを新型交付税で計算してはどうかというような御指摘をいただいているところであります。でありますので、この交付税の総額ではなくて一部を、実際にかつては平成17年のものをベースにシミュレーションをしてみたら、本県は減らないのではないかとということ、これは全国的なシミュレーションをした経緯がありまして、それが報道されたという認識を持っております。

そのような状況でありますので、決してトータルの額で交付税がふえるというのではなくて、あくまで新型交付税分だけをシミュレーションをしたら、どうなるかというのを試算したというもので、今回、本県に参りました交付

税のうち、新型交付税に対応するものがふえたのかという御質問につきましては、新型交付税の部分が交付税の算定の方式の中に巻き込まれてしまっておりまして、どの分が新型交付税で、どの分が新型交付税でないのかというのの差別はできなくなっております。それがゆえに、結果として新型交付税を導入する前と後を本県で比較するというのは、済みません、できない状況にあるということでございます。

森屋委員

そうなんですよ、だから、交付税というのは本当に私たちにわからなくて、また御指導をお願いいたします。それで、その今回、決定された交付税なんだけれども、総額で前年比マイナスですよ。その中身なんだけれども、要はさっき言った中部横断道の約10億円が入ってくる、これから15年間来るといって10億円入っているんだけれども、もう一つ、私が気になったのが、いよいよ臨時財政対策債、平成13年から発行してきたものを据え置いて償還し始めたのが、だんだんパイが大きくなってきて、これがすごく気になるんですよ。だから、総額としての交付税というのも減らされているんだけれども、その中でも、交付税といえども中部横断道というのはもちろん中部横断道に使わなきゃならないわけで、内緒でほかのところへ使うなんていうわけにいかないわけだと思いますからそうでしょうし、それから、臨時財政対策債の償還額として、交付税の需要額の中に組み込まれている部分があるんですよ。ですから、本当に従来の交付税として山梨の財政のプラスになる、助けになるという分では、実質の部分というのを見ていかなかいといけない。そこを見ていくと交付税というのは、新型交付税といえども、あるいは、地方の格差をなくすための配慮というものがあるといえども、大変厳しいものがあるんじゃないかなと認識しているんですけど、いかがでしょうか。

原財政課長

交付税はどうしても基準財政需要額、それから、基準財政収入額、この差額になってまいります。そういう意味では、臨時財政対策債の公債費等については、基準財政需要額の中で算定されておりますが、結果として税の伸びだとかいう諸要素もありますので、引き算したものが交付税になっているという状況であります。臨時財政対策債の変化によって決まるので、イコール交付税がどれくらい減っていくというのは、直接的には、計算するのは難しいと考えております。もう少しマクロで見ますと、地方交付税自身は毎年縮小傾向でございますが、その一方で税収がそれに見合うだけ伸びてきているかと言われますと、必ずしもそこは言い切れないんだろうという認識を持っております。よって、三位一体改革後、地方財政、特に都市・地方の格差も広がる中で、地方分におきまして財政運営の厳しい状況が続いていくのではないかと危惧しているところでございます。

以上であります。

森屋委員

山梨県は、19年度予算を見ても、県税収入、法人二税がかつてないくらいいい状況にある。そうなんだけれども、やっぱりその分、交付税というのは調整されてしまいますから、厳しさというのは変わらないと思います。

それから、全国じゃないけれども、半分ぐらいのところを見させてもらってもう一つ気がついたのは、大変ほかのところは基金を取り崩して、自転車操業的なことをやっているなと思います。もう本当に基金がどこの県も枯渇寸前、ギブアップ寸前みたいのところばかりですけども、山梨県は辛うじてここまで500億円台を保ってきたという説明を、従来受けてきたけれ

ども、これからの見通しというのは、先ほどの財政見通しと同じで、今回の行革大綱がどういう方向で、例えば公共事業費をどのくらい減らすんだとか、方針が出てこないとなかなか計算できないということだと思いますが、今のところ500億円台を保っているこの基金残高、3基金の残高について、ある意味では、ほかの県なんかの数字を見ちゃうと、大変だなという気がするんですけども、見通しはどうでしょうか。

原財政課長

森屋先生の御指摘のとおり、今後の財政運営をしていく上での大きな骨格が行革大綱で決まってくると思います。それらが決まってくれずと将来どうなっていくかということを確認に申し上げることは難しいと思っております。しかしながら、この基金は一般財源でありまして、いろんな事業に自治体の判断で使えるものであります。こういったものは本県のように規模の小さい団体にありましては、いろいろな、災害だとか、社会環境が変わりますれば必要になってくる額でありまして、こういった基金は、少しでも柔軟性を持っておくということが必要だと思っておりますので、今後も基金が激減していくことのないように、安定的かつ持続的な財政運営ができるように、基金額を保持できるよう努めてまいりたいと考えております。

森屋委員

私も8年間やらさせていただく中で、山梨県の税収の性格というか、例のITバブルの崩壊というのを見させていただきました。あのとき、たしか、前年に比べて160億円ぐらいでしたか、税収が落ちた。1,000億円ぐらいのやつが、たしか840億円に落ちたときがありましたね。平成13、14年ぐらいでしたかね、あのとき見させてもらいましたから、いかに財政調整基金というものを、皆さん方は緊張感を持って保っていかなきゃいけないのかなと思いました。恐らく大綱が出てくると、どの県も基金残高の見通し、財政の見通しの中で基金についても皆さん表現をされていますから、そうしたものも見させていただけのではないかなと思っておりますので、またそれを見させていただいて議論させてもらいたいと思います。

私は、きょうの午前中も言ったんだけど、私たちが行ったときに佐賀県の部局の構成、本部制という組織の話聞いて、そうしたら、次の日の新聞に、古川知事が、あれは地方紙だったと思いますが、全国紙ですかね、新聞に、佐賀県3年後に倒産という、非常にドラスチックな言い方で財政の問題を投げかけられていました。ある意味で財政問題というのは、常にお互いに緊張感を持ちながら、そしてあるときにはドラスチックに、そうしたことを県民に示していくということをしていかなきゃいけない。そういう意味で、今、盛んに経済財政会議の中で議論されていることが表へ出てきて、私たちもホームページを通して議論の中身を見られるのは、そういうことを喚起する1つの材料になっていて非常にいいなと思っておりますけれども、とにもかくにもそういう意味でも、私は、借金1兆円という、非常に強烈な言い方もしれないが、このことが、ある意味では県の財政構造改革なり、財政改革をしていくということは、午前中もこのことを言ったんですけども、県の財政を健全化していくということ以上に、山梨県の構造改革、産業構造改革、経済構造改革、このことをすることが、私は、究極の目的であると思っております。

それは、当然、山梨県の、従来の、戦後続けてきた地方自治のありようというのは、公共事業依存型というのが非常に高いと思います。これは地域的な条件もあるし、いろいろな意味でそうせざるを得ないという環境があったことは確かだと思うんです。でも、そのことをどうやって転換していくかと

いうことを、今、問われているんだと思うんですね。ですから、そういう意味で県債残高というものを、お互いに認識を持って、緊張感を持ってやっていかなければならないと思っています。長くなるといけません、経済財政会議の中での日高先生の「日高レポート」なんかを読みましても、そのことに非常に踏み込んだ話しをしていますね。私は、議事録を見て、県議会もなかなか理解できてないみたいな言い方が委員の先生方の中からあって、若干残念な部分がありますけれども、県議会も負けてないぞということで、しっかりこのことを見ていかなければいけない。緊張感を持って、県債が、いかにその残高が多いのかということのを改めて認識をしていかなければいけないと思っています。

最後に1つだけ。いろんな部分で、私も、先ほどの安本先生の話じゃないけれども、安本さん同様、私も人柄がいいもんですから、皆さん方から説明を受けて県の借金の中身というものが、本来、国に見てもらう部分がこれだけありますよと、本来、県として責任を持って返済していきなきゃならない部分はこれだけですよと言われると、「ああ、そうか、よかった」というふうなとらえ方をしてしまう。それから、皆さん方の言葉じりの中でも、本来国が見るべき借金、ある意味では国が悪いというふうなとらえ方もされる部分もあるんだけど、私は、基本的にそうじゃなくて、地方の財政規律の確立あるいは自立なくして、我が国の発展、財政の健全化というのはあり得ない、これが基本です。今、話題になっている問題を、真摯に、まじめに、どこがどうなのかということを考えながらやっていかなければいけない。それから、年末にかけて出てくる経済財政会議の結論、それから、知事部局から出てくる大綱の中身というものを、委員会としても真剣に議論していかなければいけないと思っています。国に責任を押しつけることは、私はよくないと思います。最後に、そんな私の考えですけれども、総務部長、何かありましたらお願いします。

古賀総務部長

ただいま森屋委員から財政運営にわたりまして御質問をいただき、どうもありがとうございました。私どもも委員に負けられないようにしっかり夜なべをして、勉強してまいらなきゃいかんと思っていますところでございます。特に借金の問題につきましては、今し方、1兆円ということでいろいろご紹介がございましたが、我々も臨時財政対策債も含めた総額としての借金全体、これを抑制していくということの必要性については、非常に痛感をしております。特に臨財債については、我々も交付税で見てくれるからといって楽観をしているというわけでは決してなくて、臨財債については既に全国ベースでの残高がもう20兆円を超えているという状況でございまして、先月、総務省のほうから、来年度の概算要求に向けた、地財の骨格が発表されました。要は、今後財務省とやり合っていくベースになるわけですが、これを見ますと、臨財債については、ことし2.6兆円だったんですが、これが2.2兆円ということで0.4兆円減るんですが、逆に言うと、2.2兆円は来年も依然として発行するという前提になっているということでございます。このような形で、本県も試算してみますと、また臨財債、これは自動的なものでございますので、来年の予算でもほぼ150億円ぐらい本県も発行をしななきゃいけないというのが、大体、今の時点でわかっておるような状況でございまして。

一方で、地方財政全体ということで言いますと、実は、それにプラスしまして交付税特別会計というものも地方の共同の借金みたいな位置づけにされておるわけです。地方交付税の特別会計も総額で30兆円を超える借り入

れの残高があります。これにつきましては、徐々に計画的に返済をしていくということになっておりまして、実は今し方お話をしました来年度に向けた地財の概算の中でも、0.6兆円分その借金も返そうということになっているんです。これは将来の交付税特会の借金返済の一応計画で、そのとおり進むかどうかは経済状況に大きくよるわけですが、見ていきますと、将来的には毎年何兆円か、まだ今は0.6兆円ですけれども、もうちょっと後になっていくと、もうちょっと大きい額を、毎年、計画的に返していくような前提になっております。ですから、逆に言いますと、その分につきましては交付税の出口ベースの、我々が実際に交付をしてもらえる額というのがしわ寄せを受けるということになるわけございまして、そういう点では、税収が将来伸びれば苦しいときを脱して潤沢に交付税がもらえるということは、正直申し上げて、今の財政構造からは、当分といいますか、数十年はちょっと期待できそうもないというのが、今の地方財政の状況でございます。

そういう状況でございますので、我々といたしましても、現実、この臨財債の問題については、我々でコントロールできないというのは制度的な問題でございますけれども、通常の県債ということにつきましては、そういうことも含めて、要するに地方財政全体、交付税が今後ますます厳しくなっていくという前提で、非常に高い危機意識を持って抑制をしていかなきゃいかんと思っております。そういう点では、やはり県債の残高の削減についても、やはり中長期的な財政運営健全化といいますか、持続的な財政運営を確保するという観点。一方で、先ほどちょっとお話もありましたけれども、県債残高を削減するに当たっては、やはり公共事業の削減というのがセットになります。公共事業、そして箱物、これをどう調整するかということにかかっておるということになってまいります。そうなりますと、やはり県内景気へ与える影響というものも常に念頭に置きながら、その計画というのはつくっていかなきゃいけないということでございますので、ただいま県債残高の削減ということについて行革大綱に盛り込んでいくべく、経済財政会議の方での御議論・御提言なんかもいただきながら一生懸命検討しておるところでございます。中長期的な財政運営、そして県内経済へ与える影響、このバランスというものをどう考えていくかということについて、今後よく議論してその考え方というものを、深めてまいりたいと思っております。

また、基金についても御質問がございましたけれども、基金について一定の額を確保しておるといのは、財政にとって非常に重要でございます。財政というの是一般の家計と同じでございまして、予算を組むというときにはある程度いろいろな状態に備える形で厳しめに予算をつくるというのが、これはもう必要不可欠でございます。結果的にはある程度の節減等々によって一定の残高が出てきて、そしてそれを戻せるだろうといったような読みもある中で、かなり、予算を組むときに、余裕を持ったといったらあれですけれども、いろいろな細かな政策にも配慮をした予算が組めていくということにつながるわけですが、基金の残高がなくなってくると、完全に予算を組む段階でかつかつにして、少々必要な予算であっても、予算自体に入れておくことができないような状況になってまいります。

そうなりますと、必要な施策の実現という点では支障が出てくるということもございまして、今500億というのを維持するように努力をしてきて、今後は、正直、この500億円というレベルで引き続き維持をしていけるかというのは、なかなか微妙な問題ではございますけれども、やはりこれまでそういう努力も続けてきたということ踏まえて、今後の財政運営でもなるべくそうした基金については、ある程度当初予算では取り崩しを前提

としつつも、年度末に向けてなるべく節減あるいは財源確保を努めながら、最終的にはなるべく戻せるものであれば戻すということも、当然努力をしてやってまいりたいと思います。

そういうことで、具体的なお話にはなっていないわけでございますけれども、基本的にはそのような考え方をもちながら、厳しい姿勢で、今後、財政運営を行っていくべく必要な目標、例えば人件費につきましても職員数の削減等々あるわけですが、こういうものを新しい行政改革大綱というものに、盛り込んでいけるように努力をしてまいりたいと思います。またいろいろ御提言いただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

丹澤副委員長

先ほど森屋先生から市場公募債の挑戦について重々聞かせていただきました。時の流れも、確かに市場公募債は拡大をいたしております、その効用も、なぜ市場公募債が必要かということも、いろいろな見方が、私はあると思います。今言われている市場公募債の効果といいますか、なぜ出さなきゃならないかということは2点あると説明を受けています。1つは、郵政民営化によりまして郵貯・簡保が財政投融资の方に回らなくなったために政府資金が不足した。そのために今まで政府資金で賄っていたものを地方が賄い切れぬ、だから、そのお金を多様な方法で確保しなさいということで市場公募債を発行するということがわかりました。2つ目の、市場からの評価を受けるといことも1つの効用として大事だということ、これも確かにそうであります。私は別の観点から質問をさせていただきます。

今、山梨県に本店がある金融機関の貯金額は幾らあるかといいますと、山梨県民は、県内にある本店だけで、19年3月末で4兆4,000億円をここに貯金をしています。郵便局とかあるいは証券会社とか、東京に本店のあるところは別にいたしまして、本県に本店があるところだけで4兆4,000億円。このうち幾ら貸し付けをしているかといいますと、2兆6,000億円ですから、残り分は1兆8,000億円、この山梨県内で集めた貯金が滞留をしているわけでありまして。銀行もこれを自分が握っては一銭にもなりませんから、どこかに融資をするか活用しなければ銀行は利益を生まない。残っている1兆8,000億円を何に運用するかというと、上部団体がある農協みたいなのは出すでしょうけれども、そうでないところは国債をほとんどが買っているわけでありまして。皆さんも御存じのように、国債というのが一番低い金利、利回りが一番低いのは国債です。それから順々に社債とかいろいろ上がって行って、リスクを考えながら運用しているんでしょう。

地方債の場合には、先ほど格付が必要だという話を森屋先生がされました。一番悪いのは、これは公表されているから言えますけれども、大阪、兵庫よりも北海道が一番悪いところと、日本の格付会社が言っています。一番いいところは御存じの東京都であります。この中に、今、国債のものを基準にして発行している地方債の金利、今、利回りが山梨県は1.865といたしましたけれども、東京都と大阪、この差がどれくらいあるかという利回りでコンマ2なんですね。発行しているのは40にならない、25ぐらいしかないんでしょうが、この中に全部おさまっている。だから、山梨県がよもや大阪ほどなんてだれも思ってないでしょう。東京ほどいいとも思ってない。しかし、今の1.865というのは、今からお聞きいたしますが、真ん中あたりの格付じゃないかと思うんですけれども、今回の10月発行の国債と比べて、この1.865はどれくらいの差があるのか。そしてもう一つ、今回一緒に発行した、シンジケート団を組んで発行した各県の利回り、おわかりになりましたら教えていただきたいと思います。

原財政課長

国債も、それから、地方債もその時々マーケットに出ております資金の量などがありますので、需要と供給の関係で常に金利は変わっております。その前提ではありますが、10月5日に条件が決定されました中で言いますと、本県が1.865、そのほか岐阜県が1.880、それから、熊本・大分がいずれも1.880というところがございます。それから、先生の御質問のもう一点の、国債との乖離はどうかといいますと、スプレッドと申しまして、国債にスプレッドを足したものが地方債の利回りになるという状況であります。これが本県でいきますと16.5という数字になっておりまして、金利でいきますと0.165%が上積みされるという状況であります。その他の岐阜・熊本・大分、これらについてもスプレッドについては、先ほど少しご説明させていただきましたような形で、同じ16.5のスプレッドが乗っておりますが、そのほかの県が国債の時間帯によりまして少しずれておりますので、その結果として本県が少し利回りが低く、本県にとっては有利な方向に働いて数字が出てきたという状況であります。

丹澤副委員長

大変喜ばしいことでありまして、本県が非常に市場からの評価が、高いとはいいませんけれども、ということなのでありましょう。まず第1番目の市場公募債発行するという方法で、今回、山梨中央銀行を初め、みずほあるいは野村證券等23からなるシンジケート団を、日本全国の代表する証券会社・銀行を集めてシンジケート団をつくったわけです。その理由は、山梨県内では資金が調達できなければ困る、あるいは、資金を調達するために全国展開のシンジケート団をつくったというご説明でしたけれども、今、私がお話をいたしましたように、山梨県内の1兆8,000億円の金が運用できずに国債を買わざるを得ないことなんです。東北のある県に聞きましたら、私どもは、銀行から、ぜひ県内の市町村、県の地方債を受けたいと、融資先がなくて困っているため、受けたいからぜひお願いしますと言われていたから、発行しないという県もありました。そういうことを考えて、その点から見ますと、山梨県が市場公募債をやる必要はない。もう1つの、市場からの格付をもらいたいということでもありますけれども、これは、先ほど森屋先生が言われたように、市場へ出すからIR活動しなきゃならんというものではない。そうでなくたって、今、山梨県も状況はこうなんですということを、やっぱり日ごろからやらなきゃいけないことだと思うんです。

そういうことから考えますと、先ほど森屋先生が総務委員会は佐賀県へ行ったという話をしましたけれども、私は佐賀県から幾つか学ぶところがありました。ミニ市場公募債を佐賀県は出しました。佐賀県は目的を定めた。この道路をつくるために10億円、この学校の耐震化をするために10億円というふうにしました。そうしたら、県民は県政に参画をしたいと、私がああ橋に金を出したという意識で、応募が殺到して抽せんをせざるを得なかったという話をしていました。それも1つある。手数料はあなた持ちですよと、県持ちじゃないんです。あなた持ちですよとって県民に持たせた。買う人に持たせたということで金利も国債よりも安い、利回りが安いものを売っても、それでも引き受けたということなんです。そういたしますと、県民に格付をしてもらう、県民に参画意識を持ってもらうということも考えますと、全国展開の市場公募債を出すよりも、私はそういう方法も1つの県民理解をしてもらう上では、大事ではないかなと思うわけではありますが、いかがでございますでしょうか。

原財政課長

市場公募債を発行する理由につきましては、先生御指摘のとおり郵政改革に伴いまして、財政投融资の改革がなされております。これで政府資金が減ってきているという状況で、本県で見ますと、平成15年には7割程度政府資金でございましたのが、現在では1割ということになっておりまして、残りの9割を民間から資金調達しているという状況であります。このような状況を踏まえ、もし何かあった場合、こういったことのリスクを考えますと、一定の額をいろんな調達手段に求めておくということがリスクマネジメントとして重要であろうということが1つ。

それから、評価をいただくということももちろんそうではありますが、同時に、今後、地方債、地方財政を取り巻く環境といたしまして、従前は地方債が許可制でありましたものが、これが協議制になってまいりました。さらに経済財政諮問会議等の議論を受けると、完全に地方債が自由化される状況も考えられるという状況下におきまして、少しでも本県の地方債を市場に流通させることで、その信用力を確保しておくということが重要だと考えております。この信用力と申しますのは、本県の地方債が世の中に出回っていくことで、例えば何か突発的な需要があって、こういった市場公募で資金を集めるときに、地方債を発行してその消化がスムーズになされて、資金が調達できるようなことも期待できますし、何より市場関係者から見て山梨県の地方債を買っても、安全そうだというようなこともあるでしょうし、何より継続的に発行して行って、市場に本県の地方債のプレゼンスを確保していくということが重要なんだと考えております。

県内の預託量資金が余っているということは御指摘のとおりだと思っております。しかしながら、長期的に見ましたときには、また、地方財政を取り巻く環境を考慮いたしましたときには、それでもなお市場公募に打って出て、市場公募で調達できるチャンネルを持っておくほうが、有利ではないかと判断させていただいてという趣旨でございます。

また、ミニ公募債の御指摘がございました。目的を明確にしてそれで資金を集めることが重要ではないかと、この点は先生御指摘のとおりだと思っております。県民の方々に参画いただいて県政を推進するとともに、参画していただいて地方債を発行させていただくということは、ある意味、説明責任を果たしていくという観点から見ても重要だと考えておりまして、この点につきましては、今後、いろいろな行政ニーズに対応した、建設だとか、建物だとか、こういうのをつくっていく可能性もありますので、こういったところでミニ公募債等が活用できるかどうかも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

丹澤副委員長

リスク回避という話を盛んにされましたけれども、今、山梨県の状況から見て地方債の発行規模というのは、臨財債は別にいたしまして、500億円、600億円。そうすると、その金は山梨県内でほとんど調達できていますね。今回出すのは100億円、たった100億円なんですよ。これが、今、政府資金がなくなるのは100億だと、その部分がたまたま最低ロットと一致したんでしょうけれども、これ以上政府資金がなくなるという状況ではないわけなんですよ。今賄えているんですよ、銀行も賄ってもいいと、あるいは、金庫も信用組合も賄わせくれと言っているわけなんですよ。それを、そういう認識が僕は違うんじゃないかと。今、非常に金融市場がタイトの状況じゃないですから、あの高度経済成長のようになって、とても金が回せないという状況ならいざ知らず、今、総務省もこの10年間望めないという状況の中

で、山梨県はこの10年間でそんなたった100億の金がこの山梨県の中から。僕は何も証券借り入れしろと言っているんじゃないんですよ。証券で銀行が引き受けたってそれは流通できるわけです。だから、銀行あるいは信用組合から証券で借り入れる方法もあるでしょうし、これには、皆さんは言いませんけれども、手数料がかかっているわけですよ。100円につき30銭という手数料、つまり100億出せば3,000万の手数料がこれ以外にかかっている。そういうふうに証券借り入れ、証券発行すれば、そういう手数料は少なくて済むはずなんですよ。そういう面も考えてみたら、格付というのは、それは必要かもしれません。それは日々の行政活動でそれは十分できるはずだと。あるいは、ミニ公募債を出せばそういうことも県民に知らせなければならない。僕はあの佐賀県の知事は戦略だと思っているんです。みずからリークして「うちの県は倒産するぞ、危ないぞ」と言って、そしてみんなに喚起する。1つの方法でしょう。しかし、こうやって見ると、山梨県は非常に県財政はいい。悪い悪いと言っているけれども、これで見ますといいということですよ。山梨県は利回りが低く設定されたわけですから。そういうことを考えてみると、リスクだけで多様な資金調達を、今この時点で、ここ10年の間で、考える必要があるのかなという気がします。

原財政課長

先生おっしゃられますとおり、ここ2、3年というか、本県の中で資金が調達できないなどということが起こっては、非常に困る話でありまして、そういうことのない中で運用ができるだろうと、楽観的に期待しておるところであります。しかしながら、1つは、まさにリスクマネジメント、何が起こるかわからない、あしたどうなるかもわからないという、小さいかもしれませんがリスクも見込んでおく必要があるだろうということ。何より市場におきまして発行実績を積み重ねますと、市場においても山梨県債というのがどういうものなんだとか、山梨県債というのはずっと継続的に世の中に流通しているものだから安全そうだとか、こういうような信頼の評価が得られると考えております。

このような形で本県の地方債というのが市場で十分認識をされることになりすれば、将来どこかの時点で市場公募債の発行が本格化したような場合に、市場公募債に後から乗り出していく後発部隊と比べまして、恐らく少しでも有利な発行条件ができるのではないかと、このようなことを考えておきまして、そのような趣旨からいきますと、少しでも有利な発行条件及び円滑な地方債の償還、これを少しでもできるような体制を早期に確立しておくことが、1つのリスクマネジメントにつながるだろうということで、資金の話、それから、もう一つは、今申し上げましたような意味でのリスクマネジメント、この視点から本県としては市場公募に乗り出すべきだと考えたところでもあります。

以上であります。

丹澤副委員長

県債については最後ですが、今こういうふうに財政が厳しい厳しいと皆さん言っているわけですから、長期金利を少しでも安く借りるということは本当に大事な、財政担当者にとっては交渉の手腕だと私は思っています。だから、安く借りるということは大変な努力だと思いますけれども、市場公募債で発行するよりも証券・証券で借りるほうが、私は長い年月を借りるのに安く借りられる。3,000万円の手数料も要らない、あるいは、もうちょっと証券・証券で借りたら安く金利は借りられるはずですから、財政的な面から考えてみても。市場公募債、確かにそういう利点もあります、私も認めま

す。世の中の流れもそうだと思いますけれども、財政を優先するならば、あるいは、そういう方法によらない調達方法も私はあるのではないかと思うわけでありまして、県債についてはこれまでにします。

古賀総務部長

最後に私の方からちょっとお答えさせていただければと思います。市場公募債についてはまず前提として、ちょっと申し上げておきたいと思っておりますのは、縁故債につきましては手数料等も含めれば、市場公募債よりもコストは低いですし、実際に資金調達ということを考えますと、委員御指摘のとおり、民間からの資金調達に特段の支障は現時点では生じてない状況であるということについては全く同認識でございます。その点は純粹に財政コストという観点から考えた場合には、そこまでやる必要があるのかという御意見も、我々としても十分理解できるところでございます。一方で先ほどの財投の傾向については、財政課長の方からちょっと説明させていただきましたが、ただいま財政投融资については縮小・廃止の方向ということが、一応国の方で明確に出ておまして、そして、県・市町村合わせての全国の地方債ということで言いますと、民間資金とその財投などの公的資金というのは、6対4という比率になっております。ですから、今まだ地方債において公的資金というのは4割を占めておるということでございます。一方、県では、先ほどちょっと説明をさせていただきましたが、民間資金と公的資金との比率というのは、18年度で言いますと85対15ということでございます。これはどういうことかといいますと、今、国の公的資金というのは基本的には市町村にシフトをしておるということでございます。ですから、今、市町村の方ではそれほど大きく資金調達を転換させられるような状況ではなくて、引き続き国の財投を基本的に利用できるという状況にあるわけですが、今、一気に県分については公的資金を引き上げられて、そして各都道府県において責任を持って調達するよとということになってきているということでございます。

そうなるにつれて、いずれ市町村についても、県の次は市町村という形で、徐々に地方債全体について将来的には完全自由化ということも、今、視野に入っておりますので、そういう点では、最終的には財投というものがなくなって、そして民間から県も市町村も調達をなささいという時代が来るという可能性も十分あるわけでございます。そうなりますと、今の時点では十分ニーズに耐えられる資金力があるというのは事実ではございますけれども、いろいろな状況も可能性も考えますと、長期的・安定的に民間資金を調達するためには、多様な手段というものを確保しておく準備を今からしておくということは、それなりに意味がある、また、必要だということではないかと思っております。

また、一方で、市場公募債のほかにミニ市場公募債についてのお話もありましたけれども、これにつきましては、全く御指摘のとおりです。我々も、県民のいろいろな行政施策への参画意識を高めるという観点から、これは全国的にも導入が広がってきておりますし、適した事業があれば果敢にそういうことにもチャレンジするということは、当然やぶさかではないということで、十分念頭に置きながら今後考えてまいりたいと思っております。今回初めて市場公募債も発行させていただくということになります。そしてまた県債管理基金ということの中で、今後は満期一括償還ということになりますので、償還に向けて県債管理基金に積み立てをしていく。それが言ってみれば山梨県債の信用力のもとになるということで、ある意味で、新しい取り組みを今後していかなきゃいかんということになります。そこら辺も踏まえてしっかり

と、その効果等も検証しながら、また今後については考えてまいりたいと思います。

(過疎対策について)

木村委員

地区あるいは集落の人口に対して、65歳以上の高齢者の割合が50%を超えるところを、限界集落と言われるように、先日の新聞報道で、過疎地は県内で89カ所だということでした。それから、道路の補修・維持など集落が担う機能が大変低下して、将来、消滅集落となるということで、その存続も危ぶまれるというふうに記事が載っておりました。県で把握している現状をまずお伺いしたいと思います。

久保田市町村課長

長野大学の長野教授が提唱しております限界集落ということでございますが、先生がおっしゃいましたとおり、過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者であるということで、共同生活の維持が困難であるという箇所でございます。県の調査はございませんけれども、国土交通省と総務省におきまして、「過疎地域等における集落の状況に関するアンケート調査」が実施されておまして、その調査によりまして、首都圏・中部圏等の圏域別の結果が公表されておりますが、都道府県別の内容については実は公表されておられません。それらの書類から類推いたしますと、65歳以上の高齢者の割合が50%以上の集落につきましては、県内におきましては新聞報道にあります89以上、100以上の集落が該当するものと思われま。

以上でございます。

木村委員

新聞報道には大変興味深く、合併についてのことも含めてこのことが載っております。限界集落以上に、消滅集落ということまでも踏み込んでいるわけですから、県としてもある程度きちとした数値をつかんで、対処していかなくちゃならないと思うんです。私は竜王というところだったので、今まで山林とか全然知らなかったんですけども、この過疎地というのはいわゆる山とか森とか農地を守る、それから、水源の涵養という点で大変重要な役割を負ってきてくれているということでもあります。ですから、国とか県においては当然過疎地における定住人口の移動とか、山林や農地を守るため過疎化に歯どめをかけるということ、今までのような形で国や県でも方策をとってきていると思うんですけども、国からの補助金も幾つもあると思うんですが、そのことについて教えていただきたいと思ひます。

久保田市町村課長

過疎地域におきましては昭和45年以降、数次にわたりまして立法措置によりまして過疎対策が推進されてきております。生活基盤の改善がそれによって図られてきております。しかしながら、高齢化の急速な進展、産業衰退等によりまして、地域社会の活力が低下しまして、その存続が危ぶまれる集落も出てきていることも事実であります。本県では、現在、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、県及び市町村が作成いたしました促進計画によりまして、道路、下水道にかかる県代行事業も活用する中で、生活基盤の整備を図るとともに、交流、それから、定住事業など各種事業に積極的に取り組んでおるところであります。また、国に対しましては過疎地域が国土保全、国民生活に果たす役割を重視いたしまして、基本的な行政サービスを提供するために必要な財源が保障されるよう、全国過疎地域自立促進連盟を通じまして強く要望しているところでございます。また、特に過疎地域につきましては、非常に、充当率それから交付税算入等も有利な過疎債等がござい

て、平成19年度の地方債計画におきましては、過疎債が全国で2,804億円計上をされております。そのほか、本県におきましても振興資金等の対応もできるような仕組みになってございます。

以上でございます。

木村委員

ありがとうございました。過疎対策、山村振興とか私もいろいろ調べたんですけれども、中山間地域直接支払いとか、いろいろな面で守ろうとしてきているということは思料したところですが、2,800億という大きな金額が過疎地域自立促進特別措置法ということで、それが何と22年3月をもって失効するという時限立法だと聞きました。これは大変なことだと、限界集落を含む過疎地域に対しての、そうでなくても財政が今厳しい中ですから、この支援措置を定めたこの法案は大変重要な法律だと思うんですね。ですから、現在の国の動向、あるいは、今後、県が国に対しての対策とか、そういうことを当然されていると思うんですけれども、そういう点についても伺いたいと思います。

久保田市町村課長

総務省では、過疎地域自立促進特別措置法の期限切れを控えまして、時代に対応した新たな過疎対策の検討を平成20年度の重点施策に掲げております。先月、有識者によります過疎問題の懇談会が開催されまして、今後の過疎対策のあり方について議論を始めたところでございます。懇談会におきましては現地視察とか、関係自治体のヒアリング、それから、過疎地域の指定要件や支援措置の内容等を幅広く検討することとなっております。今年度末を目途に新しい過疎対策につきまして中間取りまとめを示しまして、また、平成20年12月までには最終取りまとめを行うということに、日程的にはなっております。今後とも県内市町村や関係団体と連携する中で、現行過疎法の失効後においても過疎地域の実情に応じた総合的な過疎対策が講ぜられるよう、国に強く要望していく考えでございます。

以上でございます。

木村委員

私が先ほど申しました水源の涵養という話をしましたけれども、早川町の方で聞いた話によると、猿とかイノシシのために自分たちの地域を囲って、自分たちがおりの中に入っているような生活をしているというような、笑話にならないような話が現実に出てきています。過疎対策として今までお金を出してきたのがどれだけ効果が出ていて、そのことがこれからも同じことをやっていいのか、今度の新たな見直しのときにきちっとして、そのところには必ず公共交通が1本行くとか、その人たちが何を求めているかということをしかりと聞いた上で、ぜひこの対策をしていっていただいて、少しでも特に山梨県は80%の山林の中に、山奥深くそういう地域があるわけですから、しかりと対策をしていただきたいと思います。

何か時間がないようですのであと1点だけ。先ほど安本議員さんから税金のことにつきましてお話がございました。私もちょっと調べさせていただきましたら、平成18年の本県の自主財源であります県税課税額が1,042億4,500万円のうち、約1,000億円近い収納額があるんですね。反対からいうと、滞納額が40億円くらいに達している。そして先ほどのお話がございましたが、徴収率が全国平均が97.2%に対して本県が95.8%で、下の方から何番目かということであったわけでありまして。私は、たとえ1%の収納率アップでも、何しろ1,042億円ですから、1%アップすることになると、10億円ということになるわけでありまして。いろんな

税があるわけで理由があると思うんですけれども、滞納の率が低下した原因というのをまずお聞きしたいと思うんです。

酒井税務課長

先生のおっしゃられるとおり、実は私どものところの収納率は95.8%ということでございまして、40億円近い滞納額が発生しております。原因でございますけれども、全国的な原因もあると思います。山梨県ばかりではなくてやっぱり納税者の意識の変化ということで、今、家賃収入でありますとか、保育料とか、いろいろそういった公的な資金への納付というのを非常に怠るような意識変革が起こっているということと、もう一つは、滞納の物件というのが、非常にサービス化社会になっておりますので、自動車みたいに簡単なものというのが少なくて、債権みたいなものを押さえていかななくてはならないということになりますと、非常に習熟度というのが必要になっております。その点、平均的に考えれば、私どもの職員の経験年数が非常に若いということがございまして、その辺のことと、それとやっぱりどういった手法でもって確保するかという、マネジメントの不足もあったのかなと思っております。それともう一つは、強制徴収のおくれというものもあります。そういったことで、滞納が増えてきた状況になったと思っております。

木村委員

それで、先ほど徴収フォーラムを開くというような予算も入っていて、職員研修をするということに結びつくんですね。先ほど、ここで見せていただいたタイヤロックというのは、あんな小さなものだったのかなと思って、私がかげ飛ばせばとれるという感じだったんですが、(笑)大変有効だということでもありますので、例えば私の安い自動車でも、タイヤロックされると県庁へ来られない、事業者は事業に行けないということで、さっきお話しができましたけれども、確かに自動車税だけではなくて、ほかの税金にも使えるのではないかなという話もしておりました。

それから、納税環境の整備という点についてお聞きします。安本議員さんからもう既にコンビニのことも出されました。口座振替も出されたと思いますが、クレジット収納というのがさっき安本議員さんからの話になかったような気がするんですが、クレジット収納についてお聞きしたいと思います。

酒井税務課長

クレジット収納でございますけれども、宮崎県で、ことし導入しております。クレジット収納のいいところは、家にいても納められるということと同時に、私ども収納側からしますと、クレジット会社がかわって納めてくれている。したがって、代理で納めてくれておりますので、本人に金がなくても私どもに金が入ってくるというのが一番いいところなんです。ただ、問題は、手数料が1%かかるということでございまして、今、手数料は、一番高いものでも、大体、コンビニが55円、郵便局が20円プラス1,000分の1ということで、自動車税でも五、六十円ということで、今、例えば自動車税だと、1%ということだと、4万円の自動車税でも400円払わなければならない。これをどこで負担するかということが問題でございます。それともう一つは、導入する場合は税のシステムを変えなければならない、要するに電算の整理をしなければならない。

それともう一つ、ヤフーで宮崎県が導入したものについては、ヤフーに課税情報を一たん渡さなければなりませんので、その課税情報の保全というところに若干問題があるということで、私どもも導入に向けて6月ごろから電算会社も含めて勉強会をやっているところでございます。それと、今、宮崎県の状況、全体の2%~3%がクレジット収納ということになっているよう

でございますけれども、その辺の状況、費用対効果も考え合わせて、もう少し検討させていただきたいと思っております。

以上です。

木村委員

わかりました。手数料というのもある程度聞いていたんですけれども、手数料がかかるからだめとかじゃなくて、これから研究をなさってくださいということなので、その点はぜひ納税をするという意識を持つことの方が、私は手数料の金額にもよるでしょうけれども、大切だと思えます。いろいろクリアすることが多いようですけれども、少しでも1%で10億円ということのを頭に置いて、これからも大変でしょうが、頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

(人事管理について)

岡委員

簡潔に1点。実はこういうふうなところで聞くのはどうかと思うが、人事の問題であります。人事の問題というのは公の場所でなかなか聞きづらいし、答えづらいだろうし、公にしていいのかなということも感じながら、そうはいつでも、一遍聞いておきたいなと感じております。昨日の一般質問の中で、非常に自殺者が増えている。「県内の」という言い方がなされた経過があるわけでありましてけれども、県の職員の中で自殺者というのを、ちょっとお聞きもしたこともあったんですが、私のうる覚えででしょうか、その辺について県の職員の中には、そういう方がおいでになるんでしょうか、ならないんでしょうか。

原田職員厚生課長

県の現職の自殺者でございますけれども、この10年間で54名が亡くなっておりまして、11名が自殺でございます。そしてその原因としましては、一般的に精神の方が多い。それから、あと、亡くなった方のうちの6名が30代、そして3名が40代でございます。ですから、働き盛りの方が亡くなっています。

以上でございます。

岡委員

間違いなかったわけでありまして、非常に若い方々がそういうところへ追い込まれて、そして亡くなっているということでもあります。

あと1点は、人事管理運営要領というのがあるんでしょうか、その点についてお伺いします。

輿水総務部次長

私どもの毎年度の人事異動の時期前に、翌年度の人事についてこういった方向で考えてやっていきたいという意味合いで、人事管理運営要領というものを所属長会議で説明をいたしております。

岡委員

了解。私は、今回、中央高校の問題について代表質問させていただいたんですが、人間関係がうまくいなくて、そして学校へ行けないという生徒もいるわけでありまして。そういうふうな方々を含めて、県の職場の中においても、今まで順調に来ていた、5年、10年勤務なされていたんですけども、たまたまその課あるいは出張所へ行ったら、何か上司か何か人間関係がうまくいなくて、ぐあいが悪くなって出勤できないという形になった。うつ病というは何ですけれども、そういうふうな形の中で、一月、二月休暇をとって、病院へ通って医師の指導を受けながら家にいたり、あるいは、それなりのところへ行ったりという方々がおいでになると聞いているわけで

あります。そういうふうな形の中で、たまたま甲の課のときにはよかったですけれども、乙の課へ行ったらぐあいが悪くなった。そういうときに、この方が一月、二月休暇をとって、お医者も本人もよしやろうというふうになったときに、また乙の課へ行くときぐあいが悪い。丙の課が甲の課、どこか違う課へ行かせていただけないかとその本人は言うわけですが、先ほどの指導の中では、とにかくその現場へ、甲でなくて乙の課へ、つまりぐあいが悪くなった課へ必ず戻らなければならない、こういうふうに言われているようなのでございますけれども、そういう形になっているわけですか。

輿水総務部次長

精神的な病気の関係でございますので、私ども人事配置上の取り扱いとしては、職員厚生課におります健康管理の、会社で言えば産業医の先生、それから、主治医の先生の医療判断によりまして、基本的にはそういった医療面からも、もとの所属の方へ戻るのが適当ではないと言われております。ただ、そうはいいましても、そもそもその所属といったことがその病気の原因になっているというような場合は、違うところへ戻した方がいいというような医療的な判断をいただく場合もございます。したがって、人事配置、どこへ復帰をさせるということは、医療的な判断に従いまして、そんなふうな方向で措置をいたしております。

岡 委員

人事管理運営要領の総括安全衛生管理者、つまり総務部長の意見に基づき「異動した方が望ましいと判断される場合には異動の対象とする」という文章が出ているようでありまして、今までの中では、ほとんどの方の場合、甲から乙へ行って、乙でぐあいが悪くなったときに、ぐあいがよくなっても必ず乙の職場へ返すというのが大原則だという形で、大体そのところへ返されたんですね。そういうふうな経過の中で、先ほどのうつ病じゃないけれども、またぐあいが悪くなって、結果的にそういうふうなところへ追い込まれるということがあったというふうにも、部分的に聞いているわけでありまして、ぜひ、今、次長がおっしゃられましたように、できましたらこの運営要領に基づいて、総務部長の判断を含めて、職員人事というのは非常に難しいことは十分承知はいたしておりますけれども、検討していただければありがたいなと思いますが、部長さん、いかがでしょうか、最後、聞かせてください。

終わります。

古賀総務部長

総務部長が総括安全衛生管理者ということになっておりますので、その立場もありますのでちょっとお答えさせていただければと思います。ただいま岡委員の方から人事管理につきまして御質問をいただきました。最近この問題につきまして、メンタルというのは非常に大きな問題になっておりますし、また、その対象になる方というのがふえていく傾向にもあるということで、非常に危惧をいたしております。適切に管理・対処をしていって、少しでも職員が有効に力を発揮していただけて組織力を出していく。また、行革の中で職員数削減もぎりぎりまで取り組んでいくという中であって、いろんな職員がお見えになる中で、それぞれの方に最大限力を発揮をしていただくことは大変重要でございます。

そういう中でその運用におきましても、一律に考えていくというのではなくて、ケース・バイ・ケースで、いろいろな事情、背景、そういうものが当然あります。ですので、一律の物差しで、その運用に従って機械的に判断していくというのではなくて、先ほど輿水次長からも御答弁申し上げましたけ

れども、きちんと実態を踏まえて、なるべく円滑に、ご復帰もしていただけるように、十分注意しながら進めてまいりたいと思いますので、またよろしくお願いたします。

岡 委員

はい、ありがとうございました。

(人事、財政の体制について)

丹澤副委員長

土屋、中村大先輩が言いたいのを、私たち若手に譲っていただき、ありがとうございます。「言葉だけがむなしく踊る県議会」、まさかこんなことにならないように、私はそっちにいたときにそう思っていました。言ってるな、あんなこと言ったって、うーんと言ってりゃ、頭下げてりゃ終わっちゃうと、ぜひ「言葉だけがむなしく踊る県議会」でないようにお願いしたいと思います。

実は、私たちは佐賀県へ行ってきて、皆さんも同じ共通意識を持っているんです。佐賀県の古川知事さんは長野県の地方課長でいまして、私はそのときからの知り合いであります。おもしろい知事さんでありまして、『イミダス』という辞書をまねて「長野ハミダス」というのをつくりまして、それが大評判で近隣の県が指導してくれと、あの課長さんが行って指導してきたり、そのくらいおもしろい課長さんでした。あの人が知事に当選したときに、地方は国に対して中央集権は廃止と盛んに言っていたわけですが、自分が県庁へ来たら、県庁の中が中央集権じゃないかと、何が地方分権か、財政課、人事課、これが中央集権のあかしだと、こう言ったんですよ。それで廃止ということ。

私たちが何を佐賀県で見えてきて思うか、財政課は資金配分だけ、そして起債の資金管理だけ、資金充当だけ、そして主だった主要事業は財政課がやりますけれども、その他はどうしているか、各部長さんに任せているんです。部長に資金配分もして、今まで私たちも各部にいたときに「財政課長がわからなくてだめだ。だから、この仕事できません」と言って、各団体へ行って謝ってきた。しかし、各部に任せたら、各部長はそんなこと言っちゃおられないんですよ。自分の責任でやらなきゃならんわけですから。自分が要望されたことは自分でやらなきゃならん。しかし、今のやり方だと財政課がお茶菓子まで、いや、最近変わったらしいですけれども、最近、お茶菓子は査定しないらしいが、私がいたころは、バナナ半分にしろと財政課長に言われたことがありました。こんなお茶菓子、1本は出し過ぎると、半分にしろと、こういうところまで山梨県も財政が口を出す。

今、行政で一番求められているのはスピードと言われている。早く結論を出してくれと言っているのに、財政課に行かなきゃ通らない。いろいろの部局を回って行って、そして決裁が終わったときには時代に合わないということもある、遅い。1つだけ例を挙げさせていただきますと、ある進出企業の工場長が私のところへ来ました。数年前です。工場を拡張したい、山梨県へお願いしたら8カ月かかった。まず何をするか、農振を外せ、農転をしてこい、そして開発許可とれ、建築確認とれ、8カ月かかりました。今から建築が8カ月かかります。仕上がったときにはもうラインが時代に合っていない。私は山梨県にどうでもつくらなきゃならない義理はないんですよと、幾らでも来てくれ来てくれという県庁があると。だから、私はもう山梨県なんかに出ないと言っていました。そういうふうに、各部局がこっちの許可がおりなきゃ次のところへ行かない。ここおりなきゃ次のところへ行かないということに、同時並行的に行けばこういうことはなくなるはずなんです。そういう

点からも私は佐賀県のように、財政課が全部逐一査定をするのではなく、各部局に任せて査定をして、予算を編成する方がいいと思うわけであります。

せっかく優秀な課長さん、自治省から来ていただいているんです。その能力を現場で生かしてください。内部管理はもう要らない。内部管理はいいんです。問題は現場で起きている。だから、そこへ優秀な職員を配置しないとだめなんです。人事課もそうです。「私の希望と意見」を出します。職員は出すばかり。また書いて出すかと、ここへ書くと行かしてはくれんから別のところを書いて出すかと、あえて行きたいところは書かないでおく。その「私の希望と意見」をどの程度人事課長がくんでいるのか、全く知らない職員を人事課長が配しているわけですから能力があるかわからない。そういう点では佐賀県はまだいいかどうか評価は出ておりませんが、それを各部に人員を配置して、一番身近にいる部長が評価をして使えるポストへ置く。そうすれば岡先生の言うように、自殺をする人なんかいないんだ、自分に合った仕事を部長が与えてくれるわけですから。しかし、今は人事課が一手に集めて、私も携わってないからどうしているかはわかりませんが、張りつけている。結果、合わない仕事に行ってしまうと、悩んで休むというケースもあるんじゃないか。

そういうことで、これは企画に言うべきか、組織として今の財政での査定の仕方、この方法をまず改めるとするのは、どの部長がやっていただけるのか、総務部長さんなんですか、ぜひお答えいただきたいと思います。

古賀総務部長

御質問いただきました財政課の査定のやり方につきまして、これは組織の問題というような大なたで対処するという方法ももちろんあると思いますけれども、基本的には財政課の査定のやり方でかなり対応できる部分が当然あると思います。そういう中で財政課の査定についても、これは本県もそうでございますけれども、全国的に昔の1件1件の査定というやり方から、最近では各部局の主体性と責任感、これを行政に生かしていく必要があるということで、特に枠を基本とした予算編成のやり方に変えるということが進められております。本県においても特に経常経費等については、かなり各部局の方に枠という中で、主体性と責任感を持って執行してもらおうという形になってきておると、私も話は聞いてございます。これは確かに大変重要な問題でございますので、なるべく各部局に責任感を持ってもらうということから、なるべく枠ということで自由に、各部局に決定をしてもらうという方が望ましい。

一方で、本当に政策的主要事業というものについては、知事のもと財政課が関与していくというのが、私は望ましいとは思いますが。どこまでこの枠を広げていくかというのは、一方で、先生も御案内のとおり、財政というのはかなり専門的な部分というのも当然ありますので、どの程度各部局に権限を移譲していくことができるかというのは、ある程度様子を見ながらという部分もあるかと思っております。私どもといたしましても、傾向としては徐々に各部局に責任を持って拡大をしてもらうという方向で、対処していきたいと思っております。これがどのような形で今後段階的に拡大していけるのか、例えば経常経費以外の問題のほか、政策的経費、どういう部分を枠でやっていただくのが適当か、あるいは、執行に当たっての、例えば流用といった部分、そういう段階の問題について、どの程度各部局に任せてしまうか、いろいろな論点があるかと思っております。十分意識をして、基本的には各部局になるべく主体性と責任感を持ってもらうという方向で考えていきたいと思っております。

また、人事についても、御提言といたしますか、お話がございましたけれども、これもまた十分各職員の力を発揮していただくためにどういうやり方がいいのかというのは、各県によって、職員の規模によってもかなり違ってきているというのは聞いております。やはりある程度大きなところになりますと、各部局が完全に持っているようなところもありますし、小さなところでも、佐賀県のように思い切って新しい取り組みをしているところもあるということは、我々も承知しております。いろいろとアンテナを高くして、よく勉強もいたしまして、有効な新しい方策に積極的に取り組んでいきたいと思っておりますけれども、まずは我々としても、十分、検討・研究をさせていただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

丹澤副委員長

まず財政課の査定の方法で、枠配分、もう既に勉強されているでしょうけれども、佐賀県は平成14年でしたか、ベースの年度を決めまして、まず、その年度の額をその部局の総額と決めたわけでありまして。そのうち何%かを先ほど部長さんが言いましたように、主要事業分としてはぎ取っておきまして、それは財政課長、知事の権限として持っているわけです。それ以外のすべて事業予算は、全部、各部に任せる。それぞれの成果を後で見ながら調整をしていって、削ったりふやしたりしながらその枠を決めていく。だから、経常経費なんて決まったガソリン代、お茶菓子代なんていう程度のものをやるなんていう、子どもみたいな査定の仕方を行っているなんていうのではないんですよ。事業費を全部やっているんです。そして主要事業は知事がやることですから、各部局にまたがるものだけをすくい取っておいて、そして査定をする。僕は財政課長に聞いたんです。そんなこと言っているけれども、あんたたち本当は権限持っているんじゃないのかと言ったら、とんでもありませんと、何の権限もない。私たちは起債の発行管理と財源充当と枠配分、これしかないんですと、本当に、権限は知事さんに奪われてしまって何もありませんという話をしていました。そういうふうに、思い切って事業費を与えてやる。本当に主要事業だけすくい取っておいて、それを知事さんが決めるといふ方法、こういう方法にされた方が職員も意欲を持つし、自分が決めた予算ですから部長はもちろんのことであります。財政課に行って、弁舌さわやかな原課長さんに太刀打ちできる職員がいるはずないんです。みんな負けて帰ってくる。だから、ぜひ査定の方法を変えることによって、この長い日時をかけて査定をする、こういうことを改める意味でも、ぜひ査定の方法は早急に検討していただきたいと思ひます。

原財政課長

予算の組織内分権というのは、まさに前回の行財政改革プログラムを初め、行ってきております。先ほど経常経費の話もありましたが、あと、一般行政経費と申しまして、いろんなソフト事業なんかの中で新たな新規の施策を除いたものについては、各部局に、今、経理というのを置いており、各部局で実行、自立で予算を管理していただくという趣旨で設けておりますが、この経理で予算を審査していただきまして、財政課は基本的にはその点については口をきかず、何かチェック的なことだけさせていただいているという状況になっており、予算の組織内分権を進めてきております。ただ、先生の御指摘のように、この県の枠組みのお話がございますので、こういった点については今後も検討していきたいと思っております。

以上であります。

丹澤副委員長

僕は財政課長さんがやっているという話を聞いていますけれども、いや、

私がやめてこの数カ月で変わったのかどうか知りませんが、私が去年まで受けてきた査定の方法はちっとも変わってない。私は企業局でしたから、本来であれば財政課長さんの権限の及ばないところにいたんですけども、おどかされた言葉は「総合調整権を発揮するぞ」、「持ってこなきゃ総合調整権を発揮してやるぞ」と言われた。それぐらい財政課長さんは力を持っているんですよ。本来であれば公営企業なんていうのは財政課長さんに相談するものではない、査定を受けるものではない。しかし、僕は局長でいましたけれども、事前に、全部、財政課長のところに持って行って、既に財政課長から了解得ていますと僕のところへ持ってきた。こんなもの、おれが査定する必要ねえやと、財政課長に何で先に相談してくるんだと。

そういうふうに、財政課長さん、佐賀をぜひ見てくださいよ。どういう状況になっているのか、今変わっているんです。みんなが一緒に参画意識を持ってやろうという、県庁のモチベーションを上げる意味でも、私はそういう方法に変えていかないと。財政課長さんが議会の答弁まで全部チェックするなんていうやり方していたらスピード感がなくなりますよ、責任感もなくなりますよ。だから、そういうことでぜひ、まずこれが手始め、次から幾つかだんだん改正するところはあると思いますけれども、この財政課の査定の方法、それから、それぞれの予算をつけた後も財政課が執行管理をする。こういうやり方では、職員は、財政課が関与しているからいいや、あの人がやってくれと。財政課がこれだけ関与したって中央病院の経理、間違っただしょう。だから、むしろ原課に任せようが、原課は一生懸命になるんですよ。そういう先進的な県があって、もう立証されているところもあるんですから、ぜひ御検討いただきたいと思います。

原財政課長

先進的な事例、ほかの都道府県にも結構あると思いますが、ぜひ勉強させていただいて、検討・研究させていただきたいと思っております。いろいろ財政課に対する御指摘がございましたが、基本的には、県民福祉の向上というのが県の行政サービスの目指すべきところであると考えております。その意味では、決して財政至上主義に陥ることなく、各事業部で最大の行政サービスが提供できるように、黒子に徹してやらせていただくことが財政課の本来の仕事であると思っておりますので、行政サービスを最大限発揮できるような体制というのはどういうものかも含めまして、十分に検討・研究していきたいと思っております。

以上であります。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定した。
- ・ 閉会中の継続審査案件にかかる県内調査については、平成19年11月6日に実施することとし、おって場所等を検討の上、通知することとした。
- ・ 平成19年9月5日から7日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県外調査については、報告書を議長あてに提出した旨を報告した。

以上

総務委員長 渡辺 英機